

障害福祉の案内

令和5年度



〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市役所 健康福祉部 障害者支援課

TEL 04-7158-1111(代表)
04-7150-6081(直通)
FAX 04-7158-2727

メールアドレス shougaishien@city.nagareyama.chiba.jp

流山市ホームページ <https://www.city.nagareyama.chiba.jp/>

※障害福祉サービス事業所、地域生活支援サービス事業所、
障害児通所支援サービス事業所の一覧をご希望の方はお申し出ください。

はじめに

本冊子は、障害がある方やご家族等が、障害者総合支援法をはじめとする様々な法律や条例等に基づく各種のサービスを受ける際に参考としていただくことを目的として、編集したものです。

障害の特性によっては、多くの制度の中で自分に合った生活を見つけることが困難なこともあるかもしれません。お困りの場合には、本市障害者支援課をはじめとして、障害者団体の相談員（39 ページ）や障害者（児）相談支援事業所（38 ページ）等にご相談いただくことができますので、気兼ねなくご連絡ください。

なお、65歳以上の方は、原則として介護保険制度によるサービスが優先して提供されることとなりますが、障害特性を踏まえて必要と認められるサービスについては、障害福祉サービスも合わせて受けることができますので、担当のケアマネージャーや地域包括支援センター（37 ページ）にご相談いただくようお願いいたします。

障害者の権利宣言（抄）

障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。

障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。

このことは、まず第一に、可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利を意味する。

（1975年 第30回国連総会）

障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から12月9日までの一週間が「障害者週間」として定められています。

※本冊子における留意点

- ・この冊子に収録した事業は、本市に居住し、住民登録をされた方を対象としたものです。
- ・この冊子は、令和5年4月現在で編集しています。今後、法改正等によって内容が変わることがありますのでご留意ください。
- ・冊子中、内容に係る問い合わせ先を記載していますが、問い合わせ先の表記が無い場合は、障害者支援課までご相談ください。

[目次]

1 障害程度別該当制度一覧表	1	(2) 利用者負担	24
		低所得者等に対する軽減措置	24
2 障害者手帳について	3	サービス等利用計画について	25
(1) 手帳の種類と申請について	3	(3) 自立支援給付	25
(2) 身体障害者手帳等級表	4	介護給付	25
(3) 療育手帳障害程度基準表	6	訓練等給付	26
(4) 精神障害者保健福祉手帳等級表	7	(4) 障害児通所支援	26
(5) 障害者総合支援法対象疾患について	7	障害児通所相談支援給付費	27
		(5) 地域生活支援事業	27
3 手当・年金	8	(6) 難聴児補聴器等購入費助成制度	27
(1) 流山市福祉手当	8	(7) 小児慢性特定疾病児童等への	
(2) 国福祉手当	8	日常生活用具の給付	27
(3) 特別児童扶養手当	9	(8) 補装具費の支給	28
(4) 千葉県心身障害者扶養年金	9	(9) 日常生活用具の給付	29
(5) 障害基礎年金	9		
(6) 障害年金生活者支援給付金	10	7 教育	33
(7) 特別障害給付金制度	10	千葉県総合教育センター	33
(8) 生活保護障害者加算	10	幼児教育支援センター	33
		千葉県立障害者高等技術専門学校	33
4 医療	11	学校一覧	34
(1) 自立支援医療	11		
(2) 重度障害者医療費の助成	12	8 相談の窓口	36
(3) 精神障害者入院医療費支給制度	12	(1) 市内の窓口・行政窓口	36
(4) 後期高齢者医療制度	13	心の相談	38
(5) 流山市特定疾病療養者見舞金制度	13	指定特定相談支援事業所	38
(6) 指定難病医療費助成制度	13	(2) 相談員	39
		障害者相談員	39
5 支援・優遇	14	地域相談員(松戸圏域)	39
(1) 税金の控除・減免	14	民生委員・児童委員	39
(2) 派遣・介助	15	(3) 障害者団体	40
(3) 旅客運賃割引など	17	(4) ボランティア・支援団体	43
(4) 市内施設の優待	19	(5) その他の窓口	44
(5) その他の優待	20		
6 障害者総合支援法および		9 資料	46
児童福祉法によるサービス	24	(1) 障害者マーク	46
(1) 介護給付の申請書類等	24	(2) 障害者福祉センター事業内容	48
		(3) 各種案内(各課のファクス番号等)	49

※障害者支援課から送付される郵送物について、配慮が必要な場合はお申し出ください。

1 障害程度別該当制度一覧表

区 分		手 当 ・ 年 金								医 療						給 付							
制 度		流 山 市 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	千 葉 県 心 身 障 害 者 扶 養 年 金	障 害 基 礎 年 金	障 害 年 金 生 活 者 支 援 給 付 金	特 別 障 害 給 付 金	自 立 支 援 医 療	重 度 障 害 者 (児) 医 療 の 助 成	精 神 障 害 者 入 院 医 療 費 支 給	後 期 高 齢 者 医 療	特 定 疾 病 療 養 者 見 舞 金	一 時 介 護 料 の 助 成	福 祉 タ ク シ ー 利 用 券	自 動 車 燃 料 費 の 助 成	自 動 車 改 造 費 の 助 成	自 動 車 運 転 免 許 取 得 費 の 助 成	難 聴 児 補 聴 器 等 購 入 費 助 成	小 児 慢 性 特 定 疾 病 児 童 等 日 常 生 活 用 具	補 装 具 交 付 ・ 修 理	日 常 生 活 用 具
知的障害	④	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●	▲	▲		●				●
	Aの1	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●	▲	▲		●				●
	Aの2	▲			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●	▲	▲		●				●
	Bの1	▲			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●				●				▲
	Bの2	▲				▲	▲	▲	▲	▲	▲				●				●				▲
視覚障害	1級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●	▲	▲		●			●	●
	2級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●	▲	▲		●			●	●
	3級	▲			▲	▲				▲	▲				●				●			●	▲
	4級									▲					●				●			●	▲
	5級									▲					●							●	▲
	6級									▲					●							●	▲
音声言語聴覚障害	2級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●	▲	▲		●			●	●
	3級	▲			▲	▲				▲					●				●			●	▲
	4級									▲					●				●			●	▲
	5級									▲					●							●	▲
	6級									▲					●							●	▲
肢体不自由	1級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●	▲	▲	○	●			●	●
	2級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●	▲	▲	○	●			●	●
	3級	▲			▲	▲				▲	▲				●	▲	▲		●			●	▲
	4級				▲					▲					●				●			●	▲
	5級									▲					●							●	▲
	6級									▲					●							●	▲
内部障害	1・2級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				●	▲	▲		●			▲	▲
	3級	▲			▲	▲				▲					●				●			▲	▲
	4級									▲					●				●			▲	▲
精神障害	1級	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		●	▲	▲						▲
	2級	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		●								▲
	3級	▲			▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		●								▲
難病														▲								●	▲
所得制限		○	○	○	○		△	○	○	○	○	○						○				○	
ページ		8	8	8	9	9	9	10	10	11	12	12	13	13	15	18	18	23	23	27	27	28	29

※難病についてはP7を参照

住宅		派遣		支援											減免・割引・その他													
生活福祉資金の貸付	住宅改造費の助成	県営住宅入居の配慮	意思疎通支援者等の派遣	入浴サービス	N E T 1 1 9	点字・音訳広報	メール110番システム	図書館宅配サービス	無料電話番号案内	日常生活自立支援事業	障害児通所支援	身体障害者デイ・サービス	日中一時支援	移動支援	所得税・住民税控除	自動車税(種別割・環境性能割)減免	マル優・特別マル優	旅客運賃割引	市内施設の優待	有料道路割引	駐輪場定期料金の減免	ニュー・福祉定期預金	青い鳥郵便葉書	携帯電話割引サービス	NHK放送受信料減免	駐車禁止除外指定車標章	ちば障害者等用駐車区画利用証	
●								●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
●								●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
●								●	●	●	●		●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
								●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
								●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	▲
●		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	▲
					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	▲
		●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
		●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●
								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	●	▲	●	▲
											●																	▲
○	○	○																										
21	23	22	15	15	15	15	16	20	24	26	27	27	27	14	14	14	17	19	18	18	18	20	20	20	21	22	22	

凡例 ●該当 ▲一部該当 ○所得制限有 △一部所得制限有

2 障害者手帳について

(1) 手帳の種類と申請について

身体障害者手帳

身体障害のある人が各種の援護を受けるために必要な手帳です。

対 象	上肢、下肢、体幹、視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫・肝臓等の障害のため、日常生活に制限を受ける方。 ※等級は県の審査を経て、1～6級（詳細は4ページをご覧ください）に区分・決定されます。
申 請	申請書、指定医の診断書・意見書、写真（縦4cm×横3cm）、個人番号、印鑑

療育手帳

知的障害者(児)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの方に対する援護措置を受けやすくするための手帳です。

対 象	児童相談所又は障害者相談センターにて知的障害と判定された方。 ※18歳以上は東葛飾障害者相談センター、18歳未満は柏児童相談所の判定を経て、障害程度が軽度～最重度（詳細は6ページをご覧ください）に区分・決定されます。
申 請	申請書、写真（縦4cm×横3cm）、個人番号、印鑑
再判定	療育手帳には、次期判定年月が定められます。 次期判定年月が近づいたら再判定の申請をして下さい。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者が各種の税制上の優遇措置や障害者総合支援法に基づくサービス等を受けるために必要な手帳です。

対 象	精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方で、統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病その他の精神疾患が対象となります。 ※等級は県の審査を経て、1～3級（詳細は7ページをご覧ください）に区分・決定されます。 ※年金による手続の場合は年金の等級が手帳の等級となります。
申 請	申請書、写真（縦4cm×横3cm）、個人番号、印鑑 初診日から6ヵ月以上経過した時点の診断書 (精神障害による年金受給者は、個人番号又は年金証書(写)、振込通知書(写)のいずれか、同意書)
更 新	手帳の有効期限は2年で、更新の手続が必要となります。

※本人や保護者の住所・氏名に変更があった時や、本人が死亡や県外へ転出する時は、障害者支援課(表紙)にご連絡下さい。

※紛失・破損した時や、障害の状況が変更となった時は再交付申請できます。

(2) 身体障害者手帳等級表

身体障害認定の対象となる障害は、次の表に該当となる「永続する」障害です。

級別	視覚障害 平成 30 年 7 月 1 日より一部改正	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の 障害
1 級	★視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの			
2 級	★①視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの ★②視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ★③周辺視野角度（I/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの ★④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	★両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3 級	★①視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の②に該当するものを除く。） ★②視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ★③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ★④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	★両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	★平衡機能の極めて著しい障害	★音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	①視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の②に該当するものを除く。） ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの ③両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	①両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		★音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5 級	①視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの ②両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	①両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） ②一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上もの		

① 同一の等級が 2 つ重複する場合は 1 級上とする。（本表中に指定されている障害を除く）

② 肢体不自由は、7 級に該当する障害が 2 つ以上重複する場合は 6 級とする。（7 級単独の障害者手帳は交付されません）

③ 異なる等級が 2 つ以上重複する場合は、障害の程度を勘案して上の級にできる。

④ 「指を欠くもの」とはおや指は指骨間関節、その他の指は第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

⑤ 「指の機能障害」とは中手指関節以下の障害をいい、おや指については対抗運動障害を含む。

⑥ 上肢や下肢欠損の断端の長さは実用長（上腕においては腋窩から、大腿においては坐骨結節の高さから計測したもの）をもって計測したものをいう。

⑦ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

※太線より上：旅客運賃割引制度の第 1 種障害者、下は第 2 種障害者を表す。

※アミカケ（文頭に★があるもの）：認定を受けることにより後期高齢者医療制度に加入することができる者を表す。

級別	肢体不自由				
	上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能障害	移動機能障害
1級	★①両上肢の機能を全廃したもの ★②両上肢を手関節以上で欠くもの	★①両下肢の機能を全廃したもの ★②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	★体幹の機能障害により座っていることができないもの	★不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	★不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	★①両上肢の機能の著しい障害 ★②両上肢のすべての指を欠くもの ★③一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの ★④一上肢の機能を全廃したものの	★①両下肢の機能の著しい障害 ★②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	★①体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの ★②体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	★不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	★不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	★①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ★②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの ★③一上肢の機能の著しい障害 ★④一上肢のすべての指を欠くもの ★⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	★①両下肢をショパール関節以上で欠くもの ★②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ★③一下肢の機能を全廃したものの	★体幹の機能障害により歩行が困難なもの	★不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	★不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したものの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	★①両下肢すべての指を欠くもの ②両下肢すべての指の機能を全廃したものの ★③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ★④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの ⑥一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	①両上肢のおや指の機能の著しい機能障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したものの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したものの ③一下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	①一上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したものの ⑥一下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢の不随意運動・失調等を有するもの

級別	内部障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
1級	★心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	★じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	★呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	★ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	★小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	★肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	★ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により自己の身の日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						★肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	★ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	★心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	★じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	★呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	★ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	★小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	★肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	★ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(3)療育手帳障害程度基準表

障害程度		障害程度の基準
最重度	㉠	知能指数がおおむね20以下で、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重度	Aの1	知能指数がおおむね21～35で、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
	Aの2	知能指数がおおむね36～50で、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中度	Bの1	上記以外で、知能指数がおおむね36～50。
軽度	Bの2	知能指数がおおむね51～75。
※ただし、千葉県障害者相談センターにおける最重度の取り扱いは次のとおりです。		
最重度	㉠の1	知能指数がおおむね20以下で、日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	㉠の2	知能指数がおおむね20以下で、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㉠の1以外の者。

(4) 精神障害者保健福祉手帳等級表

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
★1級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が上記1、2に準ずるもの てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの その他の精神疾患によるものにあつては、上記1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 身の安全を保持し、危機的状況に適切に対応できない。 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用したりすることができない。 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
★2級 （精神障害であつて、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）	<ol style="list-style-type: none"> 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は症状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が上記1、2に準ずるもの てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加には援助なしにはできない。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>
3級 （精神障害であつて、日常生活が著しくは社会生活が制限を受けるか又は日常生活が著しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度）	<ol style="list-style-type: none"> 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が上記1、2に準ずるもの てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの その他の精神疾患によるものにあつては、上記1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 金銭管理や計画的で適切な買物はなおおむねできるがなお援助を必要とする。 規則的な通院・服薬はなおおむねできるがなお援助を必要とする。 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 身の安全保持や危機的状況での対応はなおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 社会的手続や一般の公共施設の利用はなおおむねできるが、なお援助を必要とする。 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 対象疾患について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）は障害者の定義に難病患者等を追加し、重度訪問介護対象者の拡大等を順次実施しています。

[問合せ：障害者支援課(表紙)]

3 手当・年金

(1) 流山市福祉手当

支給	(円/月)	身体	療育	精神
	8,650	ねたきり(注1)	㊤・A	
	7,900	1・2 級	B の 1	1・2 級
	6,900	3 級	B の 2	3 級
8、11、4 月 各月末日(土日祝の場合その前日)に 4 ヶ月分を支給。 (注1)6 ヶ月以上居宅で病臥している介添が必要な 20 歳以上 65 歳未満の方				
制限	所得制限	非課税世帯	住民税均等割世帯 (住民税調整額による特例含む)	課税世帯
		全額支給	半額支給	不支給
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助(生活保護)の受給者 ・国福祉手当の受給者 ・障害福祉サービスの利用者(P25～26の(3)、P27の(5)の一部) ・介護保険の利用者(介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用の場合を除く) ・施設入所(有料老人ホーム等は除く) ※短期入所は当該年度で利用日数が7日以内である場合を除く ※いずれも利用停止後に再申請可能		
申請	通帳、印鑑、障害者手帳、個人番号			

(2) 国福祉手当

名称	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象	およそ身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳㊤～A 程度の障害が重複又は、同程度の疾患、精神障害で日常生活に常時特別の介護が必要な 20 歳以上の方	およそ身体障害者手帳 1・2 級の一部、療育手帳㊤～A 程度、又は内部・精神疾患で、日常生活に常時特別の介護が必要な 20 歳未満の方
※障害者手帳をお持ちでない方も申請可能です(所定の診断書が必要)		
支給	27,980 円/月	15,220 円/月
5、8、11、2 月 各 10 日(休日の場合、前日)に前 3 ヶ月分支給 ※毎年 4 月改正		
制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者援護施設、老人福祉施設等公費負担を伴う施設への入所 ・本人・配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えているとき 	
	3 ヶ月を超えた入院(老健含む)で資格喪失 ※申請時において入院中の方はご相談ください	障害を事由とする公的年金の受給
申請	本人名義の預金通帳、所定の診断書、個人番号 ※特別障害者手当の申請について、年金を受給されている方は年金証書等が必要となりますが、個人番号を提出いただくことで省略できる場合があります	
備考	特別障害者手当、障害基礎年金を受給していない昭和 61 年 3 月時点の在宅重度障害者福祉手当の受給者に経過措置福祉手当(障害児福祉手当と同額)を支給	

(3) 特別児童扶養手当

対象	およそ身体障害者手帳 1～3 級及び 4 級の一部、療育手帳①～B の 1 及び B の 2 の一部、精神疾患等で介護を要する 20 歳未満の児童の扶養者 ※障害者手帳をお持ちでない方も申請可能です(所定の診断書が必要)
制限	・児童福祉施設などの入所者、又は障害を事由とする公的年金受給者 ・父母又は養育者の所得が限度額を超えているとき
支給	重度障害児(1 級)53,700 円/月 中度障害児(2 級)35,760 円/月 ※毎年 4 月改正 8、11、4 月 各 11 日(休日の場合前日)に前 4 ヶ月分を申請日の翌月分から支給
申請	戸籍謄本、所定の診断書、受給者の預金通帳、印鑑、個人番号

(4) 千葉県心身障害者扶養年金 (障害者扶養共済制度)

加入資格	療育手帳、身体障害者手帳 1～3 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級又は同程度の障害者の 65 歳未満の保護者							
給付内容	月額 20,000 円/口(最大 2 口) 加入者が死亡又は重度障害になった月から支給							
掛金	加入年齢(歳)	～34	～39	～44	～49	～54	～59	～64
	円/月	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300
生活保護受給世帯、非課税世帯、住民税均等割世帯、被災世帯には減免措置あり								
問合先	障害者支援課(表紙)							

(5) 障害基礎年金

		厚生年金の方	
国民年金のみ		障害厚生年金 在職中に初診日があり、一定の障害に該当する場合に支給	
		初診日に加入していた年金制度	請求先
		厚生年金保険被保険者	年金事務所
		共済組合の組合員	共済組合
障害基礎年金 偶数月に前2 か月分を支給			
国民年金法の障害等級 (手帳の等級とは異なる)	1級 993,750円(昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 990,750 円)		
	2級 795,000円(昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 792,600 円)		
初診日に加入していた年金制度		請求先	
国民年金第 1 号被保険者		保険年金課 (P36)	
国民年金第 3 号被保険者		松戸年金事務所 (P45)	
国民年金法の 1、2 級		厚生年金法の 3 級	

<保険料納付要件> 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たすことが必要。

要件① 20 歳から初診日の前々月までの間に保険料の納付、免除等の期間が 3 分の 2 以上あること。

要件② 初診日の前々月までの直近 1 年間に未納がない。(令和 8 年 3 月 31 日までの特例措置)

※ 障害基礎年金の請求の際には、「病歴・就労状況等申立書」が必要。発病のときから請求日までの状況を本人又はご家族の方が記入する（先天性の疾病の場合、出生時からの状況を記入）。

(6) 障害年金生活者支援給付金

対象	次の支給要件をすべて満たしている方 ① 障害基礎年金を受けている ② 前年の所得額が 4,721,000 円以下である。 ※障害年金等の非課税収入を除く ※所得額は扶養親族等の数に応じて増額
給付月額	障害等級 1 級：6,425 円 障害等級 2 級：5,140 円 偶数月に前 2 か月分を支給
問合せ先	保険年金課 (P36) 松戸年金事務所 (P45)

(7) 特別障害給付金制度

対象	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方で、下記のどちらかに該当し、現在、障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障害をお持ち方 ① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生であり、任意加入していなかった期間内に初診日がある方 ② 昭和 61 年 3 月以前の厚生・共済年金等の加入者の配偶者であり、任意加入していなかった期間内に初診日がある方 ※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の受給者を除く
給付月額	1 級相当：53,650 円、2 級相当：42,920 円 偶数月に前 2 か月分を支給
問合せ先	保険年金課 (P36) 松戸年金事務所 (P45)

(8) 生活保護障害者加算

手帳の新規取得または、等級に変更があった場合には、生活保護担当ケースワーカーにご相談ください。

[問合せ：社会福祉課 (P36)]

4 医療

(1) 自立支援医療

対象	精神通院	更生医療	育成医療	
	精神疾患で通院している方 ※毎年更新します	千葉県障害者相談センターで 治療が必要と判定された18歳 以上の身体障害者手帳所持者	障害や疾患の解消や軽減が見込 まれる市内在住の18歳未満の 児童	
自己負担	・障害を除去・軽減するための医療費の自己負担額を原則1割に軽減します ・世帯(同一健康保険加入者)の 市民税額等により下記の上限月額があります			
	区分	市民税額	上限月額	
	生活保護世帯		0円	
	市民税非課税世帯 本人収入(注1)	収入が80万円以下	2,500円	
		収入が80万円超	5,000円	
	市民税課税世帯 (市民税所得割)	33,000円未満	精神通院・更生医療	医療保険の 自己負担限度額
			精神通院・更生医療 (重度かつ継続)(注2)	5,000円
			育成医療	5,000円 (経過措置)
		33,000円以上 235,000円未満	精神通院・更生医療	医療保険の 自己負担限度額
			精神通院・更生医療 (重度かつ継続)(注2)	10,000円
育成医療			10,000円 (経過措置)	
235,000円以上	精神通院・更生医療・育成医療	対象外		
	精神通院・更生医療 (重度かつ継続)	20,000円 (経過措置)		
申請	申請書、要否意見書(精神通院の場合、所定の診断書)、健康保険証、課税証明書(同意書)、 個人番号 [問合せ：障害者支援課(表紙)]			

注1: 本人収入 = 市民税上の所得 + 障害年金 + 国手当 (受診者本人が18歳未満の場合は保護者)

注2: 「重度かつ継続」とは

- ① 精神：統合失調症、そううつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)、精神医療経験3年以上の医師から集中的・継続的な通院医療を要するとされた方
- ② 更生・育成：じん臓、小腸、免疫、肝臓、心臓機能障害(肝臓・心臓は移植後の抗免疫療法のみ)
- ③ 医療保険の高額療養費で多数該当の方

(2) 重度障害者医療費の助成

対象	健康保険に加入している重度障害者となった年齢が 65 歳未満の障害者 ※65 歳以上の方は対象外ですが、重度障害者となった年齢が 65 歳未満の場合は 65 歳以降も引き続き助成の対象となります。 ※保険世帯の市民税所得割額が合計で 235,000 円を超えると、支給が停止する場合があります。(重度かつ継続は対象)	
	身体 1・2 級、療育(A)・A、精神 1 級	精神 2 級
内容	県内契約医療機関：受給券提示 上記以外：償還払い(右記の請求方法) 以下の自己負担額で受診可能	精神疾患以外の医療費(高額療養費等を差し引いた額)の半額を償還払い 請求方法
	通院(医科・歯科・柔整)	300 円/回
	入院	300 円/日
	調剤	無料
	※市民税所得割非課税世帯は無料 ※加入保険によっては償還払い	受診月(領収月ではない)毎に請求書と領収書を併せて提出(郵送・出張所でも可) ※領収書原本返却希望の場合は原本とコピー両方持参(出張所での即日原本返却は不可)
対象外(例)	自由診療、予防接種、オムツ、個室料金等、介護保険費用 ※自立支援医療や一般特定疾患治療研究事業等の受給者は併用してください。	
その他の提出書類	加入保険の変更 ⇒ 新しい保険証(写) 補装具費の請求 ⇒ 医師の証明書、領収書、各保険の支給決定通知書(写) 社会保険加入の 69 歳までの方が 1 医療機関 21,000 円/月以上の領収書を提出する場合又は既に加保険から高額療養費付加金が支給されている場合 ⇒加入保険の高額療養費等(不)支給決定通知 ※社会保険加入の 70 歳以上の方も必要に応じて高額療養費等(不)支給決定通知の提出を求める場合があります。	
申請	手帳、健康保険被保険者証、預金通帳、個人番号、印鑑 [問合せ：障害者支援課(表紙)]	

(3) 精神障害者入院医療費支給制度

対象	・精神保健福祉手帳を取得している精神障害者の、30 日以上精神入院医療費を負担する保護者(いない時は本人) ・保護者と精神手帳取得者が流山市の住民基本台帳に 1 年以上登録されている ・保護者と障害者の各世帯全員の市民税所得割額が 10 万円未満
内容	精神入院医療費の保険診療内自己負担分(高額療養費、附加給付額、その他公的な助成を差し引いた額)の 4 分の 1(上限月額 1 万円、100 円未満切捨)を支給
申請	領収日から 2 年以内に申請書、領収書原本、手帳(写)、健康保険被保険者証(写)、加入保険の高額療養費支給決定通知書(社会保険加入者)を提出 ※原則、領収日の翌月末までにはご提出ください [問合せ：障害者支援課(表紙)]

(4) 後期高齢者医療制度

対象	・65歳以上の一定の障害（※）がある方（65歳の誕生日の1か月前から申請可） ※身体障害者手帳1～3級及び4級の一部（P4～5）、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金1・2級	
自己負担	3割	現役並み所得者
	2割	一定以上所得のある方
	1割	一般所得者等
入院時の食費、生活療養費、高額療養費の基準額などは負担区分に応じます		
保険料 (年額)	均等割額(43,400円)＋所得割額(前年所得額－43万円)×8.39%（上限66万円） ※低所得者や、被用者保険の被扶養者には軽減措置があります。	
申請	障害者手帳や障害基礎年金証書等の障害程度がわかるもの、個人番号確認書類及び身分証明書 ※現在加入中の保険制度を脱退する必要があります。 [問合せ：保険年金課(後期高齢者医療係) 04-7199-3306]	

(5) 流山市特定疾病療養者見舞金制度

対象	指定難病等の療養者で各受給者証をお持ちの方で申請日に本市に住民登録されている方、またはその保護者	
支給	年額 25,000円 申請した月の2カ月後程度	
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・次のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> 千葉県特定医療費(指定難病)受給者証 千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証 特定疾患医療受給者証 ※いずれも有効期間内のもの ※詳細については担当課へ [問合せ：社会福祉課(P36)]	

(6) 指定難病医療費助成制度

対象	① 指定難病(338疾病)の診断を受け、国の定めた病状の基準を満たしている者 ② 指定難病の診断を受けており、国の定めた病状基準を満たしていない場合でも、申請月以前12月以内に医療費が33,330円を超える月数が3月以上ある者	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定疾患の医療費が自己負担2割になります ・所得に応じた自己負担限度額があり、超えた医療費は公費で負担 ※疾病の名称、申請方法、その他制度の詳細については担当へ	
問合せ先	松戸健康福祉センター地域保健課 Tel:047-361-2138 Fax:047-367-7554	

5 支援・優遇

(1) 税金の控除・減免

名称		対象	控除額	問合せ先
所得税	障害者控除 ※1	本人又は控除対象配偶者、同一生計配偶者もしくは扶養家族が障害者	27 万円	勤務先給与担当 又は 松戸税務署 (下記)
	特別障害者控除 ※2	本人又は控除対象配偶者、同一生計配偶者もしくは扶養家族が特別障害者	40 万円	
	同居特別障害者控除 ※2	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で本人又は配偶者もしくは生計を一にするその他の親族と常に同居している	35 万円(加算)	
住民税	障害者控除 ※1	本人又は控除対象配偶者、同一生計配偶者もしくは扶養家族が障害者	26 万円	勤務先給与担当 又は 市民税課 (下記)
	特別障害者控除 ※2	本人又は控除対象配偶者、同一生計配偶者もしくは扶養家族が特別障害者	30 万円	
	同居特別障害者控除 ※2	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で本人又は配偶者もしくは生計を一にするその他の親族と常に同居している	23 万円(加算)	
	所得が 135 万円以下の障害者本人及び特別障害者本人		非課税	
相続税	相続人が障害者		85 歳までの年数×10 万円	松戸税務署 Tel:047-363-1171
	相続人が特別障害者		85 歳までの年数×20 万円	
贈与税	特定障害者(※)の方を受益者とする財産の信託(特定障害者扶養信託契約)をするとき ※特別障害者又は一定の要件を満たす精神に障害がある人		特別障害者 6,000 万円まで非課税 特別障害者以外の特定障害者 3,000 万円まで非課税	各信託銀行
マル優	身体・療育・精神手帳所持者、障害・傷病年金、増加・特例傷病恩給、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等受給者		元本 350 万円まで利子が非課税	各金融機関
特別マル優			公債 350 万円まで利子が非課税	
軽自動車税(種別割)	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が所有する車両(生計を一にする方が所有する車両を含む。)やその構造が専ら身体障害者等の利用に供するための車両		減免 障害区分により異なる	市民税課 Tel:7150-6073 Fax:7159-0946
自動車税(種別割)※3				県自動車税事務所 Tel:043-243-2721 松戸県税事務所 Tel:047-361-2112
軽自動車税(環境性能割) 自動車税(環境性能割) ※3	第一・二種障害者又は第一種障害者と生計を一にする方が運転し、常に障害者の用に供する車両を取得する場合			柏県税事務所 Tel:04-7147-1231

※1 障害者:身体 3~6 級、療育 B の 1~2 級、精神 2~3 級 ※2 特別障害者:身体 1~2 級、療育 ㉠~A、精神 1 級

※3 障害者と生計を一にしている証明書は、身体・療育⇒障害者支援課(表紙)、精神・戦傷病⇒松戸健康福祉センター(P44)で交付

(2) 派遣・介助

制度	内容	対象	問合せ・申請・注意点	
意思疎通支援者等の派遣	手話通訳者や要約筆記者を派遣。	聴覚・音声言語機能障害者	障害者支援課(表紙) 9:00~17:00 手話通訳者を設置	
	失語症者向け支援者を派遣。	失語症と診断された方		
緊急通報システム NET 119	有事の際にモバイルで通報すると消防車や救急車が出動。通信料は利用者負担。	聴覚障害者、言語機能障害者で携帯電話等のメールアドレスをお持ちの方。		
ヒアリンググループ(補聴装置)	市議会やタウンミーティング等で補聴装置を設置。	聴覚障害者		
FAX 119番システム	巻末様式を119FAXすると消防車や救急車が出動。			
重度身体障害者入浴サービス	家庭での入浴が困難な方に移動入浴車を派遣する等入浴サービスを提供。	中学生以上 65歳未満の1,2級の肢体障害者(介護保険対象者を除く)		
点字・音訳広報	広報等を抜粋・点訳・音読し配布・貸出・郵送。	視覚障害者		
在宅障害者一時介護料の助成	限度額	障害者1人につき 5万円/年度		在宅障害者の介護者が介護困難となり、一時的に介護人(近親者不可)に委託した費用を助成。 委託後3ヵ月以内に申請。 8,12,4月に前4ヵ月分を支給。
	委託料	4時間未満: ~2500円/日 4時間以上: ~5000円/日		
	証明料	上限500円/件		
電話・ファクスによる緊急情報配信	風水害や地震などの災害発生時の緊急情報を電話やファクスで配信。 ※事前登録が必要です	視覚障害者、聴覚障害者		
流山市 安心メール	登録されたメールアドレスに「災害・火災」(必須)、「防犯」、「環境情報」、「行方不明者等情報提供依頼」、「感染症情報」、「英語版災害情報」(選択制)を配信。 登録時に anshin-bousai.net ドメインと URL 付メールの受信を許可して下さい。受信料は利用者負担。		コミュニティ課 Tel:04-7150-6076 	
メール110番システム	事件や事故にあった際にモバイルでメール通報可能。	言語・聴覚障害者 (各携帯電話会社へ事前登録)	千葉県警通信指令課 Tel:043-201-0110 Fax:0120-110-294 http://chiba110.jp	

制度	内容		対象	問合せ・申請・注意点
図書館 宅配サービス	市立図書館への来館が困難な方に月に1度、 図書を宅配。 事前に登録審査が必要。		1か月以上自宅で療養中の方、 要介護認定者、 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者手帳所持者	流山市立中央図書館 Tel:7159-4646 Fax:7159-4765 ※市立図書館(全館)で申請可
図書館視覚障害者等サービス	資料の貸出	図書、録音資料(デージー)、 点字資料等を1か月間貸出。 ※次の予約が入っている資料・電子書籍・相互貸借資料を除く。	視覚障害等の理由で印刷物を読むことが困難な方(身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳所持者、要介護者等。登録審査あり)	流山市立中央図書館 Tel:7159-4646 Fax:7159-4765 ※市立図書館(全館)で申請可。電話または代理人による申込みも可。
	サピエ	(1)サピエのデータで作成した録音資料の貸出。 (2)サピエ加盟館が所蔵する録音資料、点字資料の取り寄せ。 (3)森の図書館では個人会員受付可。		
	国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス	国立国会図書館の点字・デージーデータを使用する媒体に複製して貸出。		
	国立国会図書館学術文献録音図書(デージー形式のCD等)の利用	国立国会図書館の学術文献録音図書(デージー形式のCD等)の貸出。		
	郵送貸出	録音資料・点字資料を無料で郵送。	視覚障害1級・2級の方	
訪問歯科	訪問による歯科健康診査、診療、口腔衛生指導等		通院の困難な方 (医療保険適用)	健康増進課(保健センター)(P36)
訪問指導	家庭訪問で健康相談・指導		市民	
健康相談	生活習慣病や健康の相談			

(3) 旅客運賃割引など

制度	対象	内容	問合せ・申請・注意点
JR 京成線 東武線 つくばエクスプレス	第1種障害者とその介護者	普通乗車券、回数乗車券、 普通急行券 50%	有人改札で手帳提示 ※小児割引と通学定期の併用不可 ※グリーン車は除く ※R5.4.1時点の情報となります 詳細は鉄道会社へお問合せ下さい
	第1種障害者とその介護者又は 12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券 を除く) 50%	
	第1種または第2種障害者単独	普通乗車券 50% (つくばエクスプレス以外は片道 100kmを超える区間が対象)	
新京成線	身体手帳・療育手帳所持者と その介護者 ※手帳所持者単独でも可	普通乗車券、回数乗車券、 定期乗車券(小児定期乗車券 を除く) 50%	※R5.4.1時点の情報となります 詳細は鉄道会社へお問合せ下さい
流鉄	第1種障害者とその介護者	普通乗車券、回数乗車券、 定期乗車券 50%	※R5.4.1時点の情報となります 詳細は鉄道会社へお問合せ下さい
	12歳未満の第2種障害者とその 介護者	定期乗車券 50%	
東武バス	身体手帳・療育手帳・精神手 帳所持者とその介護者 ※手帳所持者単独でも可	普通乗車券 50% 定期乗車券 30% ※精神手帳所持者は高速バス、定期 観光バス、スカイツリーシャトル(上 野・浅草線は除く)の割引は対象外	乗車・下車・購入の際に手 帳提示 ※R5.4.1時点の情報となります 詳細はバス会社へお問合せ下さい
新京成バス	身体手帳・療育手帳・精神手 帳所持者とその介護者 ※手帳所持者単独でも可	普通乗車券 50% 定期乗車券 30% ※精神手帳所持者は定期乗車券 の割引は対象外	乗車・下車・購入の際に手 帳提示 ※R5.4.1時点の情報となります 詳細はバス会社へお問合せ下さい
流山ぐりんバス	障害者手帳所持者(身体・療 育・精神)と介助者1人まで	通常運賃 大人 80円(1079円) 小人 40円(1040円) 乗継利用時運賃 大人 40円 小人 20円	まちづくり推進課 Tel:7150-6090

制度	対象	内容	問合せ・申請・注意点	
自転車駐車場	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者手帳所持者	東武野田線（東武アーバンパ ークライン）及び流鉄流山線 の市内駅周辺駐輪場定期利用 料を免除 ※一時利用は対象外	指定管理者 （公社）流山市シルバー人材センター Tel:7155-3669	
	身体障害者手帳、療育手帳 所持者	つくばエクスプレス線駅周辺 駐輪場（市内3駅）の定期利 用料を免除 ※一時利用は対象外	（公財）自転車駐車場整備センター Tel:03-6262-5322	
タクシー	千葉県:身体、療育手帳所持者 松戸市:精神手帳所持者含	手帳提示で1割引	千葉県タクシー協会 Tel:043-307-7002	
流山市 福祉タクシー 利用券	在宅の身体1・2級、下肢・体 幹3級、療育④～A、精神1級 ※入院3か月超の方や施設入 所の方は対象外	市提携のタクシー運賃の9割 を助成(上限額720円) ※定額制の迎車料金は自己負担 一般 6枚/月 人工透析 8枚/月	手帳	どちらか 一方を選択 障害者支援課 (表紙)
流山市 自動車燃料券	※自動車燃料券の場合、車所 所有者と運転者は障害者と同居 していること	市提携の給油所で自動車燃料 費の一部を助成 25ℓ/月 ガソリン 50円/ℓ 軽油 30円/ℓ	手帳、車検 証(自動車 検査証記 録事項)、 免許証	
有料道路	身体第1種:運転者/搭乗者 身体第2種:運転者 療育A以上:搭乗者	手帳提示かETC利用で50% ※各種割引等は重複不可 ※マイレージ併用可能 ※有効期限有り。 (2ヵ月前から更新可)	車検証、手帳、ETC利用は 障害者名義のETCカー ド、セットアップ証明書 (車載機番号がわかるもの) 障害者支援課(表紙) 東日本高速道路(株) Tel:0570-024-024	
日本航空 全日本空輸 他16社	満12歳以上の身体手帳・ 療育手帳・精神手帳保持者と その介護者1人	国内線全区間に 障害者割引適用	詳細は各社へお問合せ下さい ※R5.4.1時点の情報になります	

※船舶については会社によってサービスが異なります。各社へお問い合わせ下さい。

(4) 市内施設の優待

施設名	対象	内容	住所・問合せ
一茶双樹記念館	・ 障害者が構成員の過半数を占める市内の団体 ・ 市内在住の障害者の方	障害者手帳提示で一茶庵と双樹亭の利用料が5割引き	流山 6-670-1 TEL:04-7150-5750
キッコーマンアリーナ (流山市民総合体育館)	市内在住の障害手帳所持者	障害者手帳提示で利用料金が5割引き	野々下 1-40-1 TEL:04-7159-1212
流山市コミュニティプラザ			大畔 25-17 TEL:04-7155-5701
流山市民総合運動公園 庭球場	・ 市内在住の障害手帳所持者が構成員の過半数を占める市内の団体 ・ 市内在住の障害手帳所持者の団体及び個人	障害者手帳提示で市内料金が5割引き	野々下 1-29-4 TEL:04-7159-1212
京和ガスベースボールパーク (流山市民総合運動公園野球場)			木地先(江戸川河川敷) TEL:04-7159-1212
江戸川河川敷緑地野球場			青田 109-3 TEL:04-7159-1212
流山北部柔道場			流山 965-14 TEL:04-7159-1212
流山南部柔道場			
流山市民プール	障害者手帳所持者	子供(小・中学生) 単券(1枚) 20円 回数券(11枚綴り)200円	加 1-16-4 TEL:04-7158-5276
北部市民プール		大人(高校生以上) 単券(1枚) 70円 回数券(11枚綴り)720円	東深井 837 TEL:04-7155-3864
流山市コミュニティ プラザプール		子供(小・中・高校生) 単券(1枚) 20円 大人 単券(1枚) 70円	大畔 25-17 TEL:04-7155-7011

(5) その他の優待

制度	内容	対象	問合せ
買物支援サービス	「買物支援協力店」にて宅配や配達、送迎等を支援	買物に行くことや買った品物を持ち帰ることにお困りの方	流山商工会議所 Tel:7158-6111 Fax:7158-6113
ニュー福祉定期預金	金利が0.1%上乘せ 期間1年、限度額300万円	障害年金、特別児童扶養手当、国手当等受給者	ゆうちょ銀行 流山店 Tel:7155-7116
郵便料金	・図書館等発受の盲人用録音・点字の開封郵便物無料 ・心身障害者用冊子、点字、聴覚障害者用の小包半額	心身障害者団体発行の第三種郵便物は、認可条件及び料金に特例あり	流山郵便局 Tel:7155-7117 Fax:7155-6348
青い鳥郵便葉書	葉書20枚を進呈(申込4~5月)	身体1,2級、療育A以上	
NTTふれあい案内	無料で電話番号案内	視覚障害1~6級 肢体障害1・2級の一部 療育・精神手帳所持者	Tel:0120-104-174
NTTファクス104	FAXによる番号案内(有料)	聴覚や言語に障害のある方	FAX:0120-000-104
ほっとプラザ 下花輪	本館は焼却場の余熱を利用した共同浴場	手帳所持者は利用料半額	流山市下花輪227 Tel:7150-4126 Fax:7150-4136
携帯電話割引サービス	携帯電話料を割引	通信会社によって異なる	詳細は各社に問合せ下さい
福祉保養所	市提携の保養所の利用料 1,500円/回を助成 ※優待サービス有	手帳所持者とその介助者 (障害者1人につき介助者1人までの30名以上の団体)	宿泊予約し、申請書と名簿を障害者支援課(表紙)へ
ケーブルTV	ケーブルTV、固定電話 インターネット料金割引	身体1,2級、療育Bの1以上、精神1級	J:COM Tel:0120-999-000 FAX:0120-999-678

制度	内容	対象	問合せ
NHK 放送 受信料減免	全額免除	手帳所持者がいる市民税非課税世帯	NHK ふれあいセンター Tel : 0570-077-077 障害者支援課(表紙)で証明を受けるか、ご自身で非課税証明書等を用意して NHK に申請
	半額免除	下記の手帳を所持し、かつ所持者が世帯主で受信契約者 ・視覚・聴覚障害の手帳 ・身体障害者手帳の等級が、 1 級または 2 級 ・療育手帳の程度が A-1、A-2、 ㊦、㊦-1、または㊦-2 ・精神保健福祉手帳の等級が 1 級	
成年後見中核 機関	権利や財産を守るための成年後見制度に関する相談支援や利用促進の体制整備	認知症や知的障害・精神障害のある方	成年後見推進センター (社会福祉協議会) Tel : 7157-1275 FAX : 7159-4736
日常生活 自立支援事業	・福祉サービスの情報提供や手続の手伝い、金融機関からの引出や医療費等の支払の手伝い (1,000 円/1 時間 30 分未満以後 30 分毎に 500 円) ・重要書類預かり保管 (宝石、骨董品、有価証券等は不可) 3,000 円/年 ※預かりのみの利用は不可	身体不自由や十分な判断が難しく、福祉手続や金銭管理等に困っている障害者や高齢者 年会費 3,600 円 交通費別途 生活保護世帯は無料	社会福祉協議会 (P37)
生活福祉資金 の貸付	障害者自動車購入費、諸費用、障害に応じた改造費用、車検・修理代等を貸付 償還期間: 8 年 貸付利子: 保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	身体、知的、精神障害者(児)の属する世帯 対象車両: 排気量 2000 cc 以下 本体価格(限度額) 一般車両 200 万円 福祉車両 250 万円	社会福祉協議会 (P37)
	※この他、転宅費、技能習得費等、障害者世帯が利用可能な資金があります。詳しくはお問合せ下さい。		

制度	内容	対象	問合せ
車いすの貸出	無料で車いすを貸出 短期:2週間 長期:6ヵ月	通院や外出等で一時的に車いすが必要な在宅で生活する障害者	社会福祉協議会(P37)
駐車禁止除外指定車標章	駐車規制の除外措置標章を交付します	用務先近辺に駐車する必要がある障害者	流山警察署 Tel:7159-0110
県営住宅入居の特別配慮	優遇して入居できるように配慮します	身体障害者手帳4級以上の方が入居世帯員の場合	千葉県住宅供給公社 Tel:043-222-9200
施設等通所交通費の助成	公共交通機関による交通費(通所施設等による有料送迎含む)の半額、または自家用車の場合は別に定める額を助成 (上限月額1万円、10円未満切捨)	流山市から障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)の支給決定を受けている方。 または、対象施設と契約等の上、通所している方。 ※公共交通機関、通所施設等による有料送迎、自家用車(片道2km以上)で通所する場合。	障害者支援課 (表紙)
ヘルプマークヘルプカード	援助や配慮が必要なことを周囲の方に知らせるもの。障害者支援課または出張所窓口で配布。	原則、流山市内に在住、通勤、通学している方。	
ちば障害者等用駐車区画利用証	車いすマークのある駐車場を優先的に利用できます ※対象となる条件の詳細はP50のチラシを参照	身体1~6級(障害内容別に必要な等級が異なります)、療育手帳Aの2以上、精神1級	障害者支援課 (表紙)
		けが人等(医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者)	社会福祉課(P36)
		特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	介護支援課(P36)
		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上	健康増進課(P36) (保健センター)
		妊産婦(妊娠7箇月~出産予定日から1年の者)	

制度	内容	対象	問合せ
自動車 改造費の助成	自らが運転するため、アクセルやブレーキ、ハンドル等一部を改造する費用(上限10万円)を助成	肢体1,2級 ※障害者本人が所有し運転する車両 ※1台につき1回限り ※所得制限あり	障害者支援課 (表紙)
住宅改造費 の助成	住宅改造費用半額を助成 上限(累計)=30万円-生計 中心者の所得税額	肢体、視覚障害1,2級 ※市内事業所が施工の本市が定める工事	障害者支援課 (表紙)
自動車運転免許 取得費の助成	普通自動車免許取得費の 2/3(上限10万円)を助成	身体1~4級 療育手帳所持者	
	病気や体に障害がある方 の適性相談等	流山運転免許センター Tel:04-7147-2000(音声案内に従い、「1」を押してコード番号「68」)	
	身体障害者用の車両がある教習所	松戸自動車教習所 Tel:047-363-8191 Fax:047-361-4726	
	各種身体障害に応じた普 通自動車運転教習	あずまえん自動車教習所 Tel:048-481-2711 https://azumaen.or.jp/	
就労負担金の 助成	1割の利用者負担額を 年3回に分けて助成します	就労継続支援A型、B型、就労移行支援に通所し、1割の利用者負担額を事業所に支払っている方	障害者支援課 (表紙)
グループホーム等 入居者の家賃補助	月額25,000円を限度に家賃 の一部を市が補助します	グループホーム等入居者で市町 村民税非課税世帯の方(生活保護 受給世帯は除く。)	

6. 障害者総合支援法および児童福祉法によるサービス

居宅サービスや通所等のサービスがあります。ご利用希望の場合は障害者支援課または相談支援専門員（別冊事業者一覧）にご相談ください。

(1) 自立支援給付、障害児通所支援の申請書類等

申請書、手帳、印鑑、世帯員の課税証明書（又は同意書）、個人番号〔又は本人（18歳未満は保護者）の年金を含んだ収入がわかる書類〕。

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

[問合せ：障害者支援課(表紙)]

(2) 利用者負担

サービス量にかかわらず、所得に応じた負担上限月額以上の負担は生じません。

区分		収入状況		負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯		0円
低所得		市町村民税非課税世帯		
一般1	障害児	市町村民税課税世帯 (所得割 28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用	4,600円
	障害者	市町村民税課税世帯(所得割 16万円未満) グループホーム、入所施設利用者(20歳以上)を除く		9,300円
一般2		上記以外		37,200円

種別	意味	所得を判断する世帯の範囲
障害児	18歳未満、施設入所する18、19歳を含む	保護者の属する住民基本台帳の世帯
障害者	18歳以上、施設入所する18、19歳を除く	本人と配偶者

低所得者等に対する軽減措置

制度	対象	給付内容
高額障害福祉サービス費	複数の障害者がサービスを受けている世帯、複数の障害福祉サービスを利用されている方、介護保険と併せて障害サービスを受けている方	合算額が世帯の上限額を超えた分
生活保護への移行防止	生活保護申請を行い、該当する方	上限額を下げます
補足給付 (特定障害者特別給付費)	20歳以上の施設入所者、生活保護、低所得1・2	食費等の実費負担を軽減
	グループホーム利用者、生活保護、低所得1・2	家賃の実費負担を軽減
食費の軽減	通所施設等利用者 生活保護、低所得1・2、市民税所得割16万円未満 (障害児世帯は28万円未満)の世帯	食費の人件費相当分

サービス等利用計画について

福祉サービスを利用するに当たっては相談支援専門員が作成するサービス等利用計画が必要となります。(セルフプランを除く)

(3) 自立支援給付

介護給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し食事・入浴等の介助を行います。
	家事援助	ホームヘルパーが家庭を訪問し日常生活の援助を行います。
	通院等介助	病院等へ定期的に通院する時や、官公署を訪れる等、車両への乗降介助、通院先の受診手続き、その他屋内外で介助（排泄介助・衣服着脱）を30分以上要する場合。（身体介護を伴う場合は区分2以上）
	通院等乗降介助	ヘルパー自らが運転する車両への乗降介助、他に移動の介助や受診等手続きの介助をします。乗降の前後に30分以上の身体介護を伴う場合には「通院等介助」になります。
重度訪問介護	常時介護が必要な重度障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	
重度障害者等 包括支援	四肢麻痺で寝たきり状態、気管切開して常時介護が必要な方、最重度知的障害者に身体介護、家事援助、外出介護を総合的に行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	
同行援護	視覚障害者に、移動時・外出先で必要な情報の提供（代筆・代読含む）や移動の援護等の外出支援を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
施設入所支援	施設入所者に夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	
計画相談支援	障害者が適切なサービスが受けられるよう、相談支援専門員が総合的な援助方針等を踏まえ、サービス等利用計画の作成や見直し等を行います。	
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者や長期入院精神障害者が地域生活へ移行するために、訪問相談や同行支援等の支援を行います。	
地域定着支援	単身居宅障害者等に夜間を含めて緊急時などに連絡、相談等の支援を行います。	

訓練等給付

自立訓練	日常生活又は社会生活を営むために必要な身体機能又は生活能力の維持・向上のため、一定期間必要な訓練や生活等に関する相談・助言などの支援を行います。
就労移行支援※1	一般就労に必要な知識や能力の向上のために一定期間必要な訓練や就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A・B型)※1	通所により一般就労に向けて作業や実習を行い、就労や生産活動の機会を提供しています。
就労定着支援	A型は雇用型、B型は非雇用型です。一般就労に移行した人に、障害福祉サービスを経て就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)※2	障害者の共同生活住居で、夜間や休日、日常生活上の支援をします。介護が必要な入居者に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、一定期間、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
知的障害者生活ホーム※2	知的障害者に食事付き住居を提供し、日常生活の援助等を行います。

※1 就労移行・就労継続支援施設のサービス利用料(原則1割負担)を自己負担している障害者に対し助成します。(生活保護受給者は対象外) 就労移行・就労継続支援施設の利用者や福祉作業所等から工賃が支払われている障害者の通所交通費の半額(上限10,000円/月)を助成します。

※2 グループホーム・生活ホーム等の家賃を一部補助します。(生活保護受給者や市町村民税課税世帯は除く)

注) ※1と※2には別途手続きが必要です。

(4) 障害児通所支援

児童発達支援	未就学の障害児に日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体障害児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、生活能力の向上訓練、社会との交流促進その他必要な支援を、放課後又は学校等の休業日に行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活適応の為の専門的な支援をします。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の家庭を訪問して児童発達支援を行います。

利用手続：申請書、手帳(特別児童扶養手当等の証書や診断書等)、印鑑、個人番号

障害児通所相談支援給付費

障害児通所支援サービスを利用する場合に、相談支援専門員が、障害児が受けるサービスの利用計画の作成、見直し等を行います。(セルフプランを除く)

(5) 地域生活支援事業

通所身体障害者 デイサービス	身体障害者の社会適応訓練、機能訓練、入浴サービス等を行います。 (介護保険制度と併用可) [問合せ：社会福祉協議会(P37)]
日中一時支援	見守り等が必要な障害者を障害者施設等で日中一時預かりをします。
移動支援	一人の外出が困難な知的・精神障害者等にガイドヘルパーが外出移動を支援します。原則1日の用務。通年の通学・通勤などは不可。

※原則1割負担、ただし月額上限額の設定あり(P24)

(6) 難聴児補聴器等購入費助成制度

対象	・両耳の聴力レベルが、原則 30 デジベル以上 70 デジベル未満の 18 歳未満の方 ・世帯最多納税者の市民税所得割額が 46 万円未満
内容	補聴器・イヤモールド・FM 補聴器・オーディオシュー及びマイク (修理含む) ※対象機種には一定の条件があります、詳しくはお問合せ下さい。
助成額	(購入) 基準額の範囲内で補聴器等購入費の 3 分の 2 (1000 円未満切捨) (修理) 基準額の範囲内で補聴器等修理費の 3 分の 2 (100 円未満切捨)
内容	購入前に下記の書類を障害者支援課(表紙)へ提出して下さい 申請書、医師意見書、意見書に基づく見積書、個人番号

(7) 小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具の給付

対象	流山市内に住所がある小児慢性特定疾病児童
内容	流山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付規則に基づき、症状により必要な品物(電気式たん吸引器、人工鼻等)を給付します。
申請	申請書、世帯の収入が分かるもの(流山市で確認できない場合は課税証明書等を添付)、小児慢性特定疾病医療受給券の写し、見積書 (申請中の場合は申請書の写し等、申請中であることが分かるもの)
自己負担額	世帯の収入により自己負担区分に応じた額
問合せ先	障害者支援課(表紙)

(8) 補装具費の支給

対象	身体障害者手帳所持者や障害者総合支援法による対象難病患者。 東葛飾障害者相談センターの判定が必要になる場合もあります。	
種目	視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
	聴覚障害	補聴器、人工内耳(修理のみ)
	肢体障害	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行補助つえ(多点式)、歩行器、重度障害者用意思伝達装置
	肢体障害(18歳未満)	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
申請	購入前に下記の書類を障害者支援課(表紙)へ提出して下さい。 申請書、世帯状況・収入等申告書、見積書、医師意見書(児童)、個人番号 ※種目により他の書類が必要になることがあります。	
自己負担額	原則 1 割負担	
	区分	上限金額
	生活保護世帯	0 円
	市民税非課税世帯	
	市民税課税世帯	37,200 円
世帯最多納税者の市民税所得割額が 46 万円以上	支給対象外	

※補装具修理は身体障害者福祉法・障害者総合支援法による給付を受けた用具のみ対象です。

※介護保険対象者で介護保険と重複する用具は介護保険による給付・貸与が優先です。

※内部障害に対する補装具についてはご相談ください。

(9) 日常生活用具の給付 ※介護保険対象者で介護保険と重複する用具は、介護保険による給付・貸与が優先です。

対象	在宅障害者及び難病患者	
内容	次表のような用具を給付します。(用具によって年齢要件があります)	
申請	<p>購入前に下記の書類を障害者支援課(表紙)へ提出して下さい。</p> <p>日常生活用具給付申請書、世帯状況・収入申告書、業者の見積書、個人番号</p> <p>※1 紙おむつの新規給付には、医師の意見書が必要です。</p> <p>※2 呼吸器機能障害者以外はたん吸引器やネブライザーに医師の意見書が必要です。</p> <p>※3 移動用リフト、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器及び聴覚障害者用情報受信装置の給付に当たり取付費用が発生するときは、これらの用具の基準額については、当該基準額に取付費用の額(60,000円の範囲内に限る。)を加えた額となります。</p> <p>※4 正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター(カーインバーター)については、いずれか1種類のみ給付します。この場合において、その給付を受けた用具の使用が可能である期間中は、これら3種類の用具の給付を改めて受けることはできません。</p> <p>ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)については海外製品が多く、中には電気用品安全法の適合検査を受けずに輸入・販売されている製品もあることから、以下についてご注意ください。</p> <p>① 疑似正弦波(矩形波、補正正弦波)の製品は助成の対象外となること。</p> <p>② 特に海外製の製品の場合には、次のことを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語の取扱説明書が添付されていること ・電気用品安全法の適合検査に適合した(PSEマーク)製品であること <p>③ 用品の維持に要する経費(ガソリン、カセットボンベやエンジンオイル等の購入費)については、助成の対象外となること。</p> <p>④ 直接、医療機器に繋げて使用すると故障する可能性があるため、必ず、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じること。</p> <p>特に、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)については、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証まで行っていないので、注意すること。</p>	
自己負担額	原則1割負担	
	区分	上限金額
	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	
	市民税課税世帯	37,200円
問合せ先	障害者支援課(表紙)	

用具名	対象障害者	基準額	年齢
火災警報器	身障者手帳 知的障害者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	1・2級 最重度・重度 1世帯2台を限度	15,500
自動消火器	身障者手帳 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	1・2級	28,700
T字状・棒状のつえ	下肢、体幹又は平衡機能障害	木材 軽金属	2,200 3,000
便器	下肢又は体幹機能障害	1・2級	便器 4,450 手すり 5,400
特殊便器	上肢機能障害 知的障害児(者)	1・2級 最重度・重度	151,200
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 (常時介護を要する場合に限る) 知的障害児(者)	1・2級(児童) 1級 最重度・重度	19,600
訓練いす	下肢又は体幹機能障害	1・2級(児童)	33,100
頭部保護帽	下肢、体幹又は平衡機能障害、てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)、精神障害者	スポンジ革 15,200 スポンジ革プラスティック 36,750	3歳以上
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 (入浴にあたって家族等他人の介助を要する場合)	1・2級	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 (下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する場合)	1・2級	15,000
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(児)であって、入浴に介助を必要とする方		90,000
	気管切開を行った者であって、入浴に介助を必要とする方	本体 3,650 装着用アクセサリ 4,200(1カ月)	3歳以上
訓練用ベット	下肢又は体幹機能障害	1・2級(児童)	154,000
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害	1・2級	154,000
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害(常時介護を要する者)	1級	67,000
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能障害 (特殊便器への取替えする場合は、上肢機能障害 1・2級)	1～3級	200,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害	1・2級	159,000
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し家庭内の移動等において介助を必要とする方		60,000
情報通信支援用具 (PC周辺機器・ソフト)	上肢機能障害 視覚障害	1・2級 1・2級	100,000
視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚障害	1・2級	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
盲人用時計	視覚障害 (音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読の使用が困難な場合)	1・2級	音声式 13,300 触読式 10,300
点字タイプライター	視覚障害 (原則として就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる場合)	1・2級	63,100

用具名	対象障害者	基準額	年齢
電磁調理器	視覚障害（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 1・2級	41,000	18歳以上
盲人用体温計 （音声式）	視覚障害 1・2級 （盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	9,000	学齢児以上
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）	点字図書の価格	
物品認識用具	視覚障害 1・2級	59,800	
盲人用体重計	視覚障害 1・2級 （盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000	
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方（音声で読み上げる機能が付加されたものについては、視覚障害1・2級の方）	198,000	学齢児以上
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害 1・2級	7,000	学齢児以上
点字器	視覚障害者であって、必要と認められる方	ア 標準型 10,400 イ 携帯型 7,200	
視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚障害 1・2級	99,800	
点字ディスプレイ	重度の視覚障害者かつ重度の聴覚障害者 1・2級	383,500	
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害者 2級 （聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	87,400	
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者（児）又は発声、発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	71,000	学齢児以上
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、必要と認められる方 （本装置によりテレビの視聴が可能になるもの）	88,900	
携帯用 会話補助装置	音声言語機能障害者（児）、肢体不自由障害者（児） （発声・発語機能に著しい障害を有する方）	98,800	学齢児以上
埋込型人工喉頭用 人工鼻	音声機能又は言語機能に障害を有する者で常時埋込型の人工喉頭を使用するもの 障害者が容易に使用し得るもの（人工鼻カセット接続器具及び装着用アクセサリ含む。）	月額 23,100	
透析液加温器	腎臓機能障害（CAPDIによる透析療法を行う場合） 1・3級	51,500	3歳以上
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 5,000 （気管カニューレ付 3,100 増） 電動式 70,100	
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	17,000	
紙おむつ ※1	概ね3歳ぐらゐまでに次のいずれかの状態になった方 ①脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者②二分脊椎の障害を有する方であつて高度排便・排尿機能障害がある方	12,000（1ヶ月）	3歳以上
収尿器	高度の排尿機能障害	男性用普通型 7,700 男性用簡易型 5,700 女性用普通型 8,500 女性用簡易型 5,900	

用具名	対象障害者	基準額	年齢
ストマ用装具	直腸機能障害者・膀胱機能障害者であって、日常的にストマ用装具が必要な方	蓄便袋 8,860(1ヶ月) 蓄尿袋 11,640(1ヶ月)	
ネブライザー	呼吸器機能障害 1・3級 吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる方 ※2	36,000	学齢児以上
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 1・3級 吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる方 ※2	56,400	
パルスオキシメータ	在宅で療養している障害者で、人工呼吸器の装着が必要な身体障害者手帳所持者	157,000	
正弦波インバーター 発電機	在宅で療養している身体障害者又は難病患者であって、人工呼吸器若しくはたん吸引機を使用しているもの又は医療保険における在宅酸素療法を行うものうち、当該用具の使用が必要と認められるもの	120,000	
ポータブル電源 (蓄電池)	在宅で療養している身体障害者又は難病患者であって、人工呼吸器若しくはたん吸引機を使用しているもの又は医療保険における在宅酸素療法を行うものうち、当該用具の使用が必要と認められるもの	60,000	
DC/ACインバーター (カーインバーター)	在宅で療養している身体障害者又は難病患者であって、人工呼吸器若しくはたん吸引機を使用しているもの又は医療保険における在宅酸素療法を行うものうち、当該用具の使用が必要と認められるもの	30,000	
足踏式・手動式 たん吸引機	在宅で療養している身体障害者又は難病患者であって、人工呼吸器若しくはたん吸引機を使用しているもの又は医療保険における在宅酸素療法を行うものうち、当該用具の使用が必要と認められるもの	12,000	

7. 教育

※令和5年4月現在

千葉県総合教育センター

内容	視覚、聴覚、言語、情緒、発達の遅れ、肢体障害、病弱・虚弱等の障害者と保護者に、専門職員や嘱託医が養育や教育について指導・助言します。
問合せ先	〒260-0043 千葉市稲毛区小仲台 5-10-2 特別支援教育部 Tel:043-207-6023 FAX:043-207-6043

幼児教育支援センター

内容	流山市の幼稚園・保育所(園)・小学校の教師の研修や関係機関との連携、幼児の保護者への子育て支援等をします。
問合せ先	〒270-0111 江戸川台東 3-2 Tel:7154-8781
幼児教育相談	月・火・木 9時～14時 (来所相談は予約が必要)

千葉県立障害者高等技術専門学校(ちばテク障害者校)

内容	障害のある方が、就職に必要な基礎的知識やPC等の技能を習得し、また、エクセルやイラストレータ等の資格を取得することで、職業人として自立をするために必要な職業訓練を行うことを目的としています。
問合せ先	〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 470 URL http://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/ Tel:043-291-7744 FAX:043-291-7745

学校一覧

近隣の障害児支援教育機関です。掲載以外の教育機関については指導課(P36)へお問合せ下さい。

学 校 名	対象者	学部	寄宿舎	所 在 地	電 話
県立松戸特別支援学校	肢	小 中高	有	〒270-0022 松戸市栗ヶ沢784-17	047-388-2128
県立柏特別支援学校	知	小中		〒277-0872 柏市十余二418-5	04-7133-5631
県立柏特別支援学校 流山分教室	知	高		〒270-0114 流山市東初石2-98 流山高校内	04-7152-1671
県立つくし特別支援学校	知	小 中高		〒270-2251 松戸市金ヶ作292-2	047-385-1632
県立特別支援学校 流山高等学園	知	高		〒270-0135 流山市野々下2-496-1	04-7148-0200
県立特別支援学校 流山高等学園第2キャンパス	知	高		〒270-0145 流山市名都借140	04-7141-9900
県立野田特別支援学校	知・肢	小 中高		〒278-0003 野田市鶴奉147-1	04-7122-7270
県立我孫子特別支援学校	知	小 中高		〒270-1112 我孫子市新木字大山下1685	04-7187-0831
県立我孫子特別支援学校 清新分教室	知	高		〒277-0941 柏市高柳995 千葉県立沼南高柳高等学校内	04-7193-6020
県立千葉盲学校	視	幼小 中高	有	〒284-0001 四街道市大日468-1	043-422-0231
県立千葉聾学校	聴	幼小 中高	有	〒266-0011 千葉市緑区鎌取町65-1	043-291-1371
千葉大学教育学部 附属特別支援学校	知	小 中高		〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町312	043-258-1111
筑波大学附属 聴覚特別支援学校	聴	幼小 中高	有	〒272-8560 市川市国府台2-2-1	047-371-4135
柏市立柏第三小学校 サテライト教室	聾	小中		〒277-0024 柏市若葉町4-54	04-7167-3161
矢切特別支援学校	知・肢	小 中高		〒271-0095 松戸市中矢切54	047-312-3010
柏市立第七小学校 サテライト教室	視	小中		〒277-0862 柏市篠籠田723-1	04-7145-9338
県立東葛の森特別支援学校	知	高		〒270-0145 流山市名都借140-1	04-7141-2355
県立湖北特別支援学校	知	高		〒270-1123 我孫子市日秀70	04-7188-0596

特別支援学級

学校名	対象者	学校種	所在地	電話
流山市立流山小学校	知・情	小	〒270-0164 流山市流山4-359	04-7158-1043
流山市立八木南小学校	知・情	小	〒270-0146 流山市芝崎92	04-7158-1142
流山市立八木北小学校	知・情・言	小	〒270-0131 流山市美田208	04-7152-4604
流山市立新川小学校	知・情	小	〒270-0116 流山市中野久木339	04-7152-3004
流山市立東小学校	知・情	小	〒270-0145 流山市名都借856	04-7145-3369
流山市立江戸川台小学校	知・情	小	〒270-0111 流山市江戸川台東3-11	04-7152-0103
流山市立東深井小学校	知・情	小	〒270-0101 流山市東深井879-2	04-7153-3430
流山市立鱈ヶ崎小学校	知・情	小	〒270-0161 流山市鱈ヶ崎7-1	04-7158-5911
流山市立向小金小学校	知・情	小	〒270-0143 流山市向小金3-149-1	04-7174-1320
流山市立西初石小学校	知・情	小	〒270-0121 流山市西初石4-347	04-7154-5863
流山市立小山小学校	知・情	小	〒270-0138 流山市おおたかの森東2-5-3	04-7154-6937
流山市立長崎小学校	知・情	小	〒270-0135 流山市野々下2-10-1	04-7145-2111
流山市立流山北小学校	知・情	小	〒270-0176 流山市加1-795-1	04-7159-5674
流山市立西深井小学校	知・情	小	〒270-0107 流山市西深井67-1	04-7154-8655
流山市立南流山小学校	知・情	小	〒270-0162 流山市木487	04-7159-2521
流山市立おおたかの森小学校	知・聴・情	小	〒270-0128 流山市おおたかの森西2-13-1	04-7159-7001
流山市立南部中学校	知・情	中	〒270-0176 流山市加3-600-1	04-7158-0137
流山市立常盤松中学校	知・情	中	〒270-0114 流山市東初石3-134	04-7152-0842
流山市立北部中学校	知・情	中	〒270-0116 流山市中野久木577	04-7152-0036
流山市立東部中学校	知・情	中	〒270-0145 流山市名都借865	04-7144-3514
流山市立東深井中学校	知・情	中	〒270-0101 流山市東深井47	04-7154-5864
流山市立八木中学校	知・情	中	〒270-0136 流山市古間木210-2	04-7159-7461
流山市立南流山中中学校	知・情	中	〒270-0164 流山市流山2539-1	04-7159-2551
流山市立西初石中学校	知	中	〒270-0121 流山市西初石4-455-1	04-7154-3091
流山市立おおたかの森中学校	知・情	中	〒270-0128 流山市おおたかの森西2-13-1	04-7159-7002
流山市立おおぐろの森中学校	知・情	中	〒270-0122 流山市大畔581	04-7178-6370

通級指導教室

流山市立流山小学校	言	小	〒270-0164 流山市流山4-359	04-7158-1043
流山市立小山小学校	言	小	〒270-0138 流山市おおたかの森東2-5-3	04-7154-6937
流山市立江戸川台小学校	言	小	〒270-0111 流山市江戸川台東3-11	04-7152-0103
流山市立東深井小学校	言	小	〒270-0101 流山市東深井879-2	04-7153-3430
流山市立おおたかの森小学校	言	小	〒270-0128 流山市おおたかの森西2-13-1	04-7159-7001
流山市立南流山小学校	言	小	〒270-0162 流山市木487	04-7159-2521
流山市立おおぐろの森小学校	言	小	〒270-0122 流山市大畔316-1	04-7159-1900

聴（聴覚障害）、肢（肢体不自由）、病（病弱）、知（知的障害）、視（視覚障害）、情（情緒障害）、言（言語障害）

8. 相談の窓口

(1) 市内の窓口・行政窓口

名称	内容	電話	所在地
障害者支援課	手帳の交付、更生医療、補装具購入、施設入所、日常生活や社会活動の各種相談。	7150-6081 Fax:7158-2727	〒270-0192 平和台 1-1-1 流山市役所 代表 Tel:04-7158-1111
社会福祉課	指定難病等療養者等に特定疾病療養者見舞金を支給します。(P13)	7150-6079 Fax:7158-2727	
介護支援課	65歳以上又は40歳以上65歳未満の特定疾病で介護を要する方の要介護認定申請やサービスの給付。	7150-6531 Fax:7159-5055	
高齢者支援課	在宅介護等の相談や介護保険以外の在宅福祉サービス、敬老祝金や敬老バス貸出等申請窓口。	7150-6080 Fax:7159-5055	
子ども家庭課	子育てに関するさまざまな相談に応じます。	7150-6082 Fax:7158-6696	
保育課	乳幼児の保育所等入所についての申請、相談	7150-6124 Fax:7158-6696	
保険年金課	障害基礎年金等の相談	7150-6110(年金) Fax:7150-3309	
指導課	就学相談	7150-8388 Fax:7150-8389	教育研究企画室 流山市生涯学習センター内 (流山エルズ)
	教育相談	04-7150-8390	
	幼児の教育相談	04-7154-8781	幼児教育支援センター (附属幼稚園敷地内)
健康増進課 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・乳幼児・成人の健康相談・健診・予防接種・訪問指導・がん検診等を行います。 ・新生児・低体重児連絡票・未熟児養育医療費の申請窓口 ・母子健康手帳の交付、相談 	04-7154-0331 Fax:7155-5949	〒270-0121 西初石 4-1433-1
		04-7170-0111 Fax:7156-5656	妊婦さん専用相談スペース (保健センター内) おおたかの森市民 窓口センター (母子健康手帳の交付のみ) 〒270-0119 おおたかの森北 1-2-1
		04-7158-7766 Fax:7158-7767	子育てなんでも相談室 (南流山センター内) 〒270-0163 南流山 3-3-1

名称	内容		電話	所在地
障害者 福祉センター	障害者の創作活動、機能回復訓練、各種講座等を行います(P48の別表を参照)。障害者団体へ集会室の提供。		7155-3638 Fax:7153-3437	〒270-0101 東深井 498-30
児童発達 支援センター	療育相談室	お子さんの成長や発達の相談や面接、各種検査を通し、子育ての助言や利用できるサービスの提案など、就学前の育ちの悩みに専門的にお答えします。	7154-4844 Fax:7154-4844	〒270-0113 駒木台 221-3
	障害児相談支援 (計画相談)	相談支援専門員がご家庭に訪問し、ご希望を伺ったうえで、お子さんの状況に合わせた障害児支援利用計画書等の作成を行います。	7156-8188	
福祉作業所 さつき園	障害のために就労の困難な方に作業を通して自立に必要な訓練を行います。		7154-5188	〒270-0113 駒木台 238-1
障害者就労支援 センター	障害者の就労支援、既に就労している方の定着が図れるよう支援します。		7155-6421 Fax:7155-6421	〒270-0113 駒木台 238-1
聴覚・言語障害緊急通報	消防本部 FAX FAX:119 健康福祉部 FAX FAX:7158-2727			
流山市 社会福祉協議会	地域住民と連携し福祉のまちづくりを推進します。 (P21・22・27参照)		7159-4735(代) Fax:7159-4736	平和台 2-1-2 ケアセンター3階
高齢者 なんでも 相談室 (地域包括支援センター)	介護や福祉、健康、医療に関する高齢者の総合相談窓口です。	北部	7155-5366 Fax:7154-3207	江戸川台東 2-19
		北部西	7197-1378 Fax:7197-1615	中野久木 421
		中部	7150-2953 Fax:7158-8419	下花輪 409-6
		南部	7159-9981 Fax:7178-8555	平和台 2-1-2
		東部	7148-5665 Fax:7141-2280	野々下 2-488-5

名称	内容	電話	所在地
西深井地域生活支援センターすみれ	地域での生活や就労福祉サービスの利用、虐待や差別などの相談（電話・面接）に応じています。また、必要に応じて訪問します。	04-7154-6202	〒270-0107
相談支援センターまほろば		Fax:04-7192-6200	西深井 390-1
相談支援事業所 PHARE		04-7196-7803	〒270-0135
		Fax:04-7147-2680	野々下 1-319
		04-7136-2933	〒270-0163
		Fax:04-7136-2644	南流山 1-14-8 -101

心の相談 精神科医による相談を随時受け付けています。

原則月 2 回 13:30~16:30、アルコール相談年 4 回（詳細は広報掲載）

[問合せ：障害者支援課(表紙)]

指定特定相談支援事業所

※令和 5 年 4 月現在

内容	障害福祉サービスの利用計画相談や各事業所の連絡調整を行います。		
対象	障害福祉サービスを利用する障害者		
事業所	西深井地域生活支援センター すみれ	7154-6202	西深井 390-1
	相談支援センター まほろば	7196-7803	野々下 1-319
	児童発達支援センター つばさ	7156-8188	駒木台 221-3
	アサヒテクノ福祉事業部沙羅	7156-6181	西深井 821-26-Ⅱ-105
	相談支援事業所 PHARE	7136-2933	南流山 1-14-8-101
	ジャンプ事業所	7197-6066	西初石 3-1457-21-1F
	春花ケアサービス	7157-4914	南流山 1-9-2-103
	相談支援事業所サポートグランツ	7193-8556	南流山 6-4-4 大塚ビル 101
	相談支援ソラトモリ	7199-8437	中野久木 559-2 102
	相談支援事業所こころ	7197-7751 Fax:7197-2389	江戸川台西 2-144 マトカビル 2F
	お結び介護事業所	7179-5118	南流山 3-16-10 鎌田ビル 301
	ソーシャルインクルー流山	7192-7655	南流山 5-5-1 Kハウス南流山 302
	流山地域福祉事業所 梅の木	7153-7792	東深井 89-28
相談支援事業所 ハチケア	7193-8992	南流山 7-5-4 プルミエール A101	

(2) 相談員

※令和5年4月現在

流山市では、当事者ならびにご家族の方からの障害に関するご相談をお受けいただく方をご紹介します。相談員の方々へは日常生活や職場の事、福祉事業所でのことなどを気軽に相談いただけます。同じ障害がある方からのアドバイスはより身近に感じていただけることもあるかと思しますので、是非ご活用ください。

障害者相談員

適任者を流山市長が委嘱し、障害に関する各種の相談に応じます。

地域相談員(松戸圏域)

適任者を千葉県知事が委嘱し、障害者の権利擁護に関する相談に応じます。

	氏名	相談対応分野	相談可能な時間帯	住所・問合先
地域相談員(松戸圏域)	梅木 國彦	身体障害 オストメイト	指定なし	向小金 2-544-18 Tel/Fax:7174-2667
	伊原 勝男	身体障害	10~16時	松ヶ丘 6-417-30 Tel/Fax:7143-0604
	大塚 浩史		平日 9~17時	名都借 248 Tel/Fax:7103-1624
	小野寺 夏樹	聴覚障害	土日 9~17時	向小金 1-449-6-203 Fax:7148-1866 nagareyama_deaf@yahoo.co.jp
	奥野 康子		平日	西初石 2-19-10 Tel:7153-4573
	染谷 雄一	視覚障害	10~17時	江戸川台西 1-51-3 Tel:04-7152-9920 y_someya@momitaro.co.jp
	加藤 とも子		指定なし	流山市名都借 324 Tel:090-7820-2085
	鳥羽 洋子	知的障害	(障害者相談員) 火木金 10~18時 (地域相談員) 火木金 10~17時	江戸川台東 4-339 Tel:080-4370-0043
	鈴木 れい子		10~15時	美田 69-44 Tel:7153-9554
勝本 正實	精神障害 発達障害	9~17時	おおたかの森北 3-21-9 Tel:090-3696-1589	

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉を担うボランティアで、同じ地域で生活する住民の一員として生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

民生委員・児童委員に相談したいことがありましたら、社会福祉課(P36)へお問合せ下さい。

(3) 障害者団体

※令和5年4月現在

団体名	会員対象	目的・活動内容	年会費	代表・連絡先
流山市 身体障害者 福祉会	市内在住の身 体障害者とそ の家族	会員の生活向上を図り、会員相互扶助・親睦を保ち、健全な社会生活を営む。 ・流山市民まつり ・ポッチャ大会 ・障害者と家族の交流	2,000円 状況に応じ 減免有	梅木 國彦 向小金 2-544-18 Tel/Fax: 7174-2667 Email: ikemu- uk@clock.ocn.ne.jp
流山市 視覚障害者 協会	市内在住の視 覚障害者とそ の家族	活動によって市内在住、在勤の視覚障害者の生活と権利を守り、資質向上と福祉の増進に努めると共に会員相互扶助、親睦を図り、健全なる社会生活を営む。 毎月第3金曜日障害者福祉センター（東深井福祉会館1階）にて定例会をおこなっている。 視覚障害者の日常生活に便利になる研修や気持ちが豊かになる話などを同じ障害を持つ仲間で開催運営。 ※自宅からの送迎もあるのでお気軽にご参加ください。参加には事前問い合わせをいただいております。お気軽にご相談ください。	2,000円	染谷 雄一 江戸川台西 1-51-3 Tel: 7152-9920 Email: y_someya@momitaro.co.jp URL: https://www.i-partner.jp/nagareyama/
流山市 手をつなぐ 親の会	流山市在住の 知的・身体障 害者の保護者	知的障害者の尊厳が守られ、本人らしく生活できる様、親が支援出来なくとも安心・安全な生活が守られる環境と仕組みを整える。 ・定例会・役員会・研修会・会員親睦会・啓蒙活動 ・各機関への提言や連携、全国育成会と連携	4,000円	熊木 晴美 東深井 139-9 Tel/Fax: 7153-1468 Email: nagareyama_08kai@yahoo.co.jp URL: http://nagareyamaoyanokai.web.fc2.com
精神障害者 家族会 よつば会	柏・流山・我孫子の精神障害者の家族・賛同者	・家族同士が悩みを話し合う場とする ・地域で安心して暮らせる環境を整える ・行政へ働きかけ ・連絡誌よつば会だより発行 ・役員会 ・例会 ・土曜会 ・学習会 ・講演会	3,000円	柏市大津ヶ丘 3-4-1-107 13~16時(月) Tel: 7199-3645 Fax: 7199-3685 流山支部代表者直通 Tel: 090-3696-1589 URL: kashiwa-yotsuba.jp/family

団体名	会員対象	目的・活動内容	年会費	代表・連絡先
心の泉会	精神障害者と 家族及び強い 関心を持つ人	安心して暮らせる地域を作り、障害者が心を開いて話し合い、病気や生活について学ぶ。 ・グループホームや憩いの場作り ・例会 ・精神科医 ・カウンセラー講演会 ・専門医や病院の紹介 ・電話による相談受付 ※よつば会と協力	例会毎に 200 円程度	勝本 正實 おおたかの森北三丁目 21-9 Tel:7155-4939 Tel:090-3696-1589 Email:cqj04465@ybb.ne.jp
発達障害者 家族会 ひまわりの会	市内・近隣市の 発達障害者や ボーダーの方 の家族	・発達障害者の家族が互いの思いを語り合う場とする ・発達障害に関する知識や医学・福祉サービスについての情報交換の場とする ・発達障害への理解を深める啓発活動をする ・他の障害との連携を築く ・定例会 第 2 土曜日 10 時～12 時 会場：流山市初石公民館	1,000 円	(代表)勝本 正實 090-3696-1589 Email:cqj04465@ybb.ne.jp (世話人) 大山、三尾谷、 豊田の 3 名
流山市 自閉症協会	市内在住の自 閉症者(児)の 保護者および 賛同者	自閉症の人たちが豊かで幸せな人生を送れるようきめ細やかな教育・医療・就労支援、家族の為の支援等の実現を目指す。 ・会報の発行 ・例会 ・講演会 ・勉強会 ・余暇活動 ・親子ふれあいの旅 ・行政へ働きかけ ・日本自閉症協会千葉県部と連携	6,000 円 (4,000 円 は日本自閉 症協会及び 千葉県支部 へ)	中村 美加 Email:nagareyamaj hei@gmail.com
流山市 デフ協会	市内在住の 聴覚障害者	聴覚障害者の社会参加に必要なコミュニケーション保障を中心とした聴覚障害者福祉の向上を図る。(千葉県聴覚障害者協会下部組織) ・市主催の手話講習会等への協力 ・市民まつり等の行事参加 ・手話サークル連絡協議会と連携	1,500 円 60 歳 以上無料	小野寺 夏樹 向小金 1-449-6-203 Fax:7148-1866 Email:nagareyama_d eaf@yahoo.co.jp ※Fax でのご連絡を お願いします
流山市 中途失聴者・ 難聴者の会	市内の中途失 聴者・難聴者	会員相互の交流と情報交換、自立して社会参加を円滑にできることを目的とする。 ・例会 毎月第 2 水曜日 10:00～12:00 毎月第 4 水曜日 13:00～15:00	2,000 円	佐沼 静江 東深井 121-9 運河ハ ッ 1-202 Tel・Fax: 04-7178-5061 ※Fax でのご連絡も 可能です

団体名	会員対象	目的・活動内容	年会費	代表・連絡先
東葛菜の花 高次脳 機能障害者 と家族の会	東葛地域に在 住する高次脳 機能障害者と 家族、支援者	高次脳機能障害者に対する理解を深め、当事者と 家族が希望を持って生活できる環境の実現を目 指し、当事者の自立、社会復帰に向けて取組む。 ・例会(年5回・令和5年度計画⇒総会、話合 い、防災講演会、ちぎり絵、お楽しみ会、脳ト レ教室) ・千葉リハビリテーションセンター、旭神経内科リハビリテーション病 院、まんてん、デイサービス夢子と連携	無料	大寺 龍彦 市川市末広2-8-3 Tel:047-397-6360 080-9570-6534 Email:dragon_csw05 03@jcom.zaq.ne.jp
流山失語症 友の会	市内・近隣市の 失語症者とそ の家族	失語症を中心とする言語障害者と家族が励まし あい、情報交換や交流を通じて豊かに生きる事を 目指す。失語症について社会の理解を深める。 ・例会(毎月最終日曜)・旅行・見学 ・講習会・体験談の発表・会報の発行 ・言語聴覚士やボランティア等援助を受け活動 活動場所 生涯学習センター(流山エルク)3階	200円/回	鈴木 辰男 東初石2-78-1 ダイアパレス コートコート224 Tel/Fax: 7155-1240 Email:nra10741@nif ty.com
流山地域で 生きる会	特になし	ノーマライゼーション精神、共育、共学、共生を 実践する。 ・定例会・相談・問題解決の話し合い	臼井みどり Tel/Fax:7174-4022 Email:m-usui@din.or.jp	
流山 断酒新生活会	酒害当事者と その家族	酒害相談、会報発行、例会、研修会。 向小金福祉会館 第2日曜 14~16時 江戸川台福祉会館 第1火曜・第4金曜 18:30~20:30	原田 秀史 Tel:080-4618-1631 Email:harada2257@gmail.com URL:https://www.dansyu- renmei.or.jp	
アルコールス アノミス (AA)	酒害当事者	オープンミーティング(自助会) アミューゼ柏(ビッグブックを読む会 柏葉グループ) 月曜(第3除く)19:00~20:00	AA 関東甲信越セントラルオフィス Tel:03-5957-3506 Fax:03-5957-3507 Email:aa-kkse@h9.dion.ne.jp URL:http://aa-kkse.net	
流山市障害者 団体連絡協議会	市内 当事者団体	流山市内の当事者団体が連携し、流山市障害福祉 増進を目指す。	田口 英機 駒木台238-1(さつき園) Tel:7154-5188 Fax:7153-5713	

(4) ボランティア・支援団体

※令和5年4月現在

団体名		会員対象	目的	日時・場所	年会費	代表・申込先
手話サークル	さつきの会	市内在住・在勤のボランティア精神を持つ人	手話の向上、流山市デフ協会への協力。	初石公民館 火曜 13:00～15:00	2,000円	落合 真由美 Tel/Fax:7155-4581
	木の会		デフ協会と交流し手話を学び活動する。	南流山センター 木曜 19:00～20:45	2,000円	菊地 恵美子 Email: ny.syuwa.kinokai@gmail.com
	夢		デフ協会と交流を深め、手話芝居等を通し手話を学び活動する。	東深井福祉会館 木曜 10:00～12:00	1,500円	中井 幸子 Tel:7147-8485
流山市 中途失聴者・難聴者と ともに歩む会	要約筆記者・聞こえのサポーター講座終了生・趣旨賛同者	聴覚障害者との活動と研鑽を通して識見を高め、聴覚障害者の福祉向上を目指す。 ・聴覚障害者とのコミュニケーション法の学習・交流及び社会参加・要望実現支援	東深井福祉会館 又は 市民活動推進センター 第2,4水曜 13:00～15:00	2,000円	植田 恵美子 平和台 4-77-8 Tel/Fax: 7150-5784	
ながれやま点訳会	会の目的に賛同する方	点訳技術向上と視覚障害者へ奉仕の為の勉強会、点訳活動。	江戸川台福祉会館 第1,3水曜 10:00～	1,000円	加藤 三佳 Tel/Fax:7159-9516	
てくの2011	点訳講座の修了者	点訳技術向上を図り実践的な活動として流山市の広報誌、点訳書を制作する。	東深井福祉会館 第1,2,3土曜 9:30～12:00	4,000円 程度	阿部 豊 Tel:04-7154-7438	
朗読ぐるうぷ・おりづる		視覚障害者へ本などを定期的にテープ録音とデジタル録音し配布する。	コミュニティプラザ 木曜 10:00～16:00	500円/月	西村 喜美江 Tel:7159-3669	

団体名	会員対象	目的	日時・場所	年会費	代表・申込先
流山 音訳グループ	朗読講習会 の修了者	視覚障害者等への 朗読奉仕。福祉だ より、県議会だよ り、広報ながれや ま等の CD 録音、 郵送、対面朗読。	流山市ケアセンター 毎月、1、5、11、21 日	2,000 円	ボランティアセンター Tel:7159-4939 代表：利田 ^{かがた} かほる
流山地域 障がい福祉 サービス事業者 協議会	流山近隣 の障害福 祉事業所 の代表等	流山市近隣市の障害福祉サービス事業者 間の連携、協働、相互補完の促進を図り、 障害者の自立支援と生活の向上に貢献す る。 効果的な障害福祉サービス事業の研究・ 研修会・連絡会議・障害文化・スポーツの 推進。		1,000 円	代表：勝本 正實 事務局：流山こまぎ園 駒木台 207-14 Tel:7199-8320 Fax:7154-4195

(5) その他の窓口

※令和 5 年 4 月現在

名称	内容	電話	所在地
東葛飾障害者 相談センター	身体障害の更生医療、補装具給付の判定、知的障害の医 学・心理・職能的判定や相談・指導。	7165-2422 Fax:7165-2423	我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ 3F
柏児童相談所	児童や家庭の各種相談、施設入所や医学的判定等に基 づいた指導。	7131-7175 Fax:7134-4152	柏市根戸 445-12
松戸健康福祉センター (松戸保健所)	健康診査、健康相談、保健指導など、医学的な相談・指導 を行います。	047-361-2121 Fax:047-367-7554	松戸市小根本 7
千葉県精神保健 福祉センター	関係機関等への指導・援助や地域精神保健福祉の教育 研究・啓発。	043-263-3891 Fax:043-265-3963	千葉市中央区 仁戸名町 666-2
ハローワーク 松戸	各種職業相談に応じます。 手話協力員駐在：水・木 10:00~11:45	047-367-8609 Fax:047-703-1770	松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3F
千葉障害者就業支援 キャリアセンター	就業・雇用に関する相談に応じます。 (電話による相談は随時受付)	043-204-2385 Fax:043-246-7911	千葉市美浜区新港 43
障害者人権 110 番	電話相談、弁護士の面接相談(要予約)を行います。	043-246-2282 Fax:043-246-2282	千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 3 階 (手をつなぐ育成会)

名称	内容	電話	所在地
千葉県弁護士会	高齢者・障害者・支援者に無料法律相談 (20分/人)月10～12時、水13～15時	043-227-8431	千葉市中央区中央 4-13-9
サポート センター沼南	障害者相談支援事業所で、日常生活の悩み相談(電話、 面接)に応じます。	7191-3391 Fax:7191-2400	柏市大津ヶ丘2-19-5 社会福祉法人桐友学園
発達障害者支援 センター CAS 東葛飾	発達障害者や家族等の相談を行います。	7165-2515 Fax:7165-2516	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ4階
松戸年金事務所	年金に関する情報提供、相談を行います。 平日8:30～17:15 週初の開所日 8:30～19:00 週末相談(第2土曜) 9:30～16:00	047-345-5517 Fax:047-342-9711	松戸市新松戸 1-335-2
中核地域生活支援センター まつどほっとねっと	24時間365日体制で福祉サービスのコーディネート、 相談・権利擁護を行います。	047-309-7677 Fax:047-309-7678	松戸市新松戸4-129 関口第5ビル1-A info-hotnet@harutaka-aozora.org
千葉いのちの 電話24時間	訓練を受けたボランティアが家族や対人関係の悩みや 相談を受けます。	043(227)3900 https://chiba-inochi.jp/ns/	千葉市中央区本町 3-1-16 CIDビル1階
千葉県運営 適正化委員会	福祉サービスの提供機関に関する苦情等の相談に応じ ます。	043(246)0294 Fax:043(246)0298	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター5階
東葛北部地域難病 相談支援センター	看護師・官公庁と連携して難病患者と家族の療養・生 活・福祉手続等の相談。	7167-9681	柏市柏下163-1 東京慈恵会医科大学附属柏病院
ちばバリアフ リーマップ	県内の様々な施設のバリアフリー情報を紹介するサイ トです。	043-223-2615 Fax:043-222-6294	www.pref.chiba.lg.jp/ pbbfmap/menu.asp
千葉県 歯科医師会	心身障害者一次受け入れ協力診療所のリストを掲載し ています。	043-241-6471 Fax:043-248-2977	www.cda.or.jp/den tist/with_disabil ities
千葉聴覚障害 者センター	聴覚障害者の支援を目的とし、情報提供・通訳派遣・ 相談等を行います。	043-308-6372 Fax:043-308-5562	千葉市中央区 神明町204-12
視覚障害者総合 支援センターちば	視覚障害者の自宅を訪問し、歩行・点字・音声ワープロ・ 日常作業訓練、情報提供をします。 平日および第1, 3土曜 9:00～17:00	043-424-2582	四街道市四街道1-9-3 tisikyo.jp/
千葉県女性 サポートセンター	配偶者等暴力相談支援センター	043-206-8002	

名称	内容	電話	所在地
千葉県男女 共同参画センター	地域配偶者等暴力相談支援センター 女性のための総合電話相談 火曜～日曜 9:30～16:00 男性のための総合電話相談 火曜・水曜 16:00～20:00	043-420-8411 Fax:043-420-8581 女性:04-7140-8605 男性:043-308-3421	千葉市中央区都町 2-1-12 千葉県都町合同庁舎1階
千葉県精神科 救急情報センター	各地区の指定病院が輪番制で救急診療を行います。	043-276-3188	千葉市美浜区豊砂5 千葉県精神科医療センター内
日本オストミー 協会千葉県支部	オストメイト等とその家族に対するセルフケア の相談・助言。月・水・金 10:00～16:00	043-309-7571	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター3F chiba-m@violin.ocn.ne.jp
日本心臓ペース メーカー友の会	患者同士の親睦、情報交換 月・水・金 10:00～17:00	03-3420-1200 Fax:03-3420-7900	世田谷区経堂 2-15-3-102

9. 資料

(1) 障害者マーク

<p>身体障害者標識 (障害者マーク)</p> 	<p>肢体障害を理由に免許に条件の つく方が運転する車に表示する マークで、表示は努力義務です。 危険防止のためやむを得ない場 合を除き、このマークを付けた 車に幅寄せや割込を行うと、道路 交通法により罰せられます。</p>	<p>聴覚障害者標識</p> 	<p>聴覚障害を理由に免許に条件が つく方が運転する車に表示する マークで、表示は法定義務です。 危険防止のためやむを得ない場 合を除き、このマークを付けた 車に幅寄せや割込を行うと、道路 交通法により罰せられます。</p>
<p>障害者のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>障害者が利用できる施設を表す 世界共通のマークで、車椅子の 利用に関わらず全ての障害者が 対象です。 国際リハビリテーション協会が マークの使用指針を定めています。 このマークを見かけたら、障害 者の利用にご配慮ください。</p>	<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、 日本国内のマークです。 聴覚障害者は外見では判り難く 誤解されがちで、社会生活に不 安が少なくありません。 このマークを提示されたら、コ ミュニケーション方法にご配慮 ください。</p>

<p>手話マーク</p> 	<p>手話をコミュニケーション方法とする人が手話での対応を求めたり、公共施設等の窓口で手話での対応が可能であることを表すマークです。このマークを提示されたら、コミュニケーション方法にご配慮ください。</p>	<p>筆談マーク</p> 	<p>筆談を必要としている人が筆談での対応を求めたり、公共施設等の窓口で筆談での対応が可能であることを表すマークです。このマークを提示されたら、コミュニケーション方法にご配慮ください。</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>オストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設している人)対応のトイレを表します。 このマークを見かけたら、オストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解ご協力ください。</p>	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人会連合が制定した視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した施設を示す世界共通マークで、信号機や国際点字郵便物などにもつきます。</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>補助犬(盲導・介助・聴導犬)の啓発マークです。 身体障害者補助犬法により、交通機関、小売・宿泊・飲食店等にも補助犬が同伴できます。 補助犬はペットでなく障害者の体の一部として働いています。 補助犬を連れた方にご理解ください。</p>	<p>ハートプラスマーク</p> 	<p>心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能など内部に障害を持つ人を表します。 身体内部障害者は外見では判らず誤解されがちですが、障害者用駐車場等を利用したい方もいます。 このマークを着けた方を見たら、内部障害についてご配慮ください。</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方がいます。 そうした方に対し、配慮や援助にご協力ください。</p>	<p>白杖 SOS シグナル</p> 	<p>白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。</p>

(2) 障害者福祉センター事業内容

障害者福祉センターでは、機能回復訓練、社会適応訓練などを行っています。各訓練・講座の実施有無、その他詳細については、障害者福祉センター（P37）にお問い合わせください。

タイトル		送迎	内容
機能回復訓練	理学療法	有	理学療法士による集団理学療法講座
	作業療法	有	作業療法士による創作的活動の講座
	言語訓練	有	言語聴覚士による言語講座
	音楽講座	有	音楽療法による集団音楽療法
創作的活動	手芸講座	有	手芸講師による創作的活動の講座
	カラオケ		障害者のためのカラオケ講座
	料理講座	有	障害者のための料理講座
社会適応訓練	点字		パソコンを利用した点字講座
	点訳		視覚障害者支援総合センターの講師による点訳講座
	更生相談		障害者のための無料相談（市内の方を対象）
	手話奉仕員養成講座		手話通訳者を養成するための講座
	中途難聴者・失聴者の方のための手話講習会		中途難聴者・失聴者、家族のための手話講習会
	ボランティア養成講座		障害について理解し、家族や当事者を支援するボランティアを養成します。
	失語症会話サポーター講座		失語症の方をサポートする会話テクニックを学びます。
	聞こえのサポーター講座		老人性難聴等で聞こえにくくなった方と筆談で対話する支援テクニックを学びます。
	精神障害者ホームヘルパー養成研修		精神障害者の方への支援経験がない方を対象とし、高い専門性を身につけます。

(3) 各種案内

流山市役所の各課のファクス番号及び電話番号

部名	課室等名	ファクス	電話番号
総合政策部	秘書広報課	04-7150-0111	04-7150-6063
市民生活部	市民課	04-7150-3309	04-7150-6075
市民生活部	コミュニティ課	04-7159-0954	04-7150-6076
市民生活部	防災危機管理課	04-7158-6696	04-7150-6312
市民生活部	保険年金課	04-7150-3309	04-7150-6110
健康福祉部	介護支援課	04-7159-5055	04-7150-6531
健康福祉部	障害者支援課	04-7158-2727	04-7150-6081
健康福祉部	健康増進課	04-7155-5949	04-7154-0331
子ども家庭部	子ども家庭課	04-7158-6696	04-7150-6082
経済振興部	商工振興課	04-7158-5840	04-7150-6085
環境部	環境政策課	04-7158-9777	04-7150-6083
環境部	クリーンセンター	04-7150-8070	04-7157-7411
環境部	森のまちエコセンター	04-7154-5005	04-7154-5736
まちづくり推進部	まちづくり推進課	04-7158-9777	04-7150-6090
上下水道局	経營業務課	04-7159-9604	04-7159-5370
教育総務部	教育総務課	04-7150-0809	04-7150-6103
生涯学習部	生涯学習課	04-7150-6521	04-7150-6106
生涯学習部	中央公民館	04-7158-3442	04-7158-3462
生涯学習部	中央図書館	04-7159-4765	04-7159-4646
生涯学習部	博物館	04-7159-9998	04-7159-3434

※代表的な部署のみ掲載

だれ あんしん じぶん くら
誰もが安心して、自分らしく暮らすために

ぎゃくたい おも
虐待かなと思ったら・・・



障しょう

ス

害がい

ト

者しゃ

ツ

虐へやせ

プ

待たい

!

し
知っていますか？
しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
障害者虐待防止法



つうほう れんらく そうだん
通報・連絡・相談



ゆうき きづか しょうがいしゃ けんり そんげん まも
あなたの勇気と気遣いが障害者の権利と尊厳を守ります！



ながれやまししょうがいしゃぎゃくたいぼうし
流山市障害者虐待防止センター

ぎゃくたい おも
「虐待かもしれない」と思ったら、
つうほう
すぐに通報してください

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう ぎゃくたい き ひと
「障害者虐待防止法」では虐待に気づいた人
つうほうぎむ さだ とくめい つう
の通報義務が定められています。匿名でも通
ほう とどけで つうほう そうだん ひと
報・届出ができます。通報や相談をした人の
なまえ じゅうしょ じょうほう ひみつ まも
名前や住所などの情報（秘密）は守ります。



ようごしゅ ぎゃくたいしょうがいしゃふくしせつじゅうじしやとう ぎゃくたい しょうしゅ ぎゃくたい つうほう とどけでまどぐち
賛議者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の通報・届出窓口

ながれやまし しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし
流山市障害者虐待防止センター

ちばけん ながれやまし へいわだい
〒270-0192 千葉県流山市平和台 1-1-1

ながれやましやくしゅ けんこうふくしよ しょうがいしゅしえんかない
流山市役所 健康福祉部 障害者支援課内

TEL 04-7150-6081 FAX 04-7158-2727

Eメール shougaishien@city.nagareyama.chiba.jp

そうだんまどぐち しょうがいしゃ そうだんしえん じぎょう いたく じぎょうしゅ
相談窓口（障害者相談支援事業委託事業所）

にしふかい ちいき せいかつしえん
★西深井地域生活支援センターすみれ

ちばけん ながれやまし にしふかい
〒270-0107 千葉県流山市西深井 390-1

TEL 04-7154-6202 FAX 04-7192-6200

そうだんしえん
★相談支援センターまほろば

ちばけん ながれやまし ののした
〒270-0135 千葉県流山市野々下 1-319

TEL 04-7196-7803 FAX 04-7147-2680

そうだんしえん じぎょうしゅ
★相談支援事業所 PHARE（ファーレ）

ちばけん ながれやまし みなみながれやまし みなみながれやまし
〒270-0163 千葉県流山市南流山 1-14-8 ロジカル南流山 101

TEL 04-7136-2933 FAX 04-7136-2644

私 の 名 前	
住 所	流山市
自宅のFAX番号	04- -
<input type="checkbox"/> 手話通訳者 <input type="checkbox"/> 要約筆記者 の派遣が必要です。	

虐待(ぎゃくたい)です！ たすけてください。


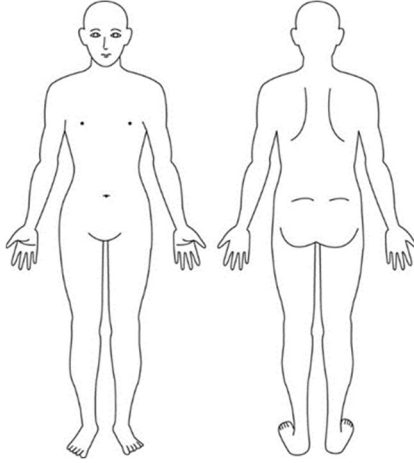


Q1 被害者は誰ですか？				
A1 私です ・ 知人や友人です ・ その他 ()				
Q2 どこで虐待されていますか？				
A2 家庭で ・ 施設や職場で ・ その他 ()				
Q3 どんな虐待ですか？				
A3 ↓から選んで○をつけてください。				
身体的虐待です ・たたく ・つねる ・なぐる ・ける ・いらない薬を飲ませる	性的虐待です ・はだかにする ・キスする ・いやらしい言葉を使う ・いやらしい動画を見せる	心理的虐待です ・どなる ・悪口を言う ・仲間に入れない	放棄・放任です ・ごはんをあげない ・汚い部屋で生活させる ・風呂に入れさせない	経済的虐待です ・年金や給料を渡さない ・勝手にお金を使われる
[その他]				

私 の 名 前	
住 所	流山市
自宅のFAX番号	04- -
<input type="checkbox"/> 手話通訳者 <input type="checkbox"/> 要約筆記者 の派遣が必要です。	

火災です。

救急です。



場所はどこですか？ 自宅 ・ 近所 その他()	年 齢	
	性 別	
	持 病	
	かかりつけの病院	
何が燃えていますか？  草 家 建物	部位はどこですか？ 	
<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 火災報知器が点いています <input type="checkbox"/> ガス漏れです <input type="checkbox"/> 煙が見えます <input type="checkbox"/> 強風による被害です <input type="checkbox"/> 大雨による被害です	<input type="checkbox"/> ケガです 	<input type="checkbox"/> 病気です 
	<input type="checkbox"/> その他	

火災・救急などの場合は ⇒ FAX 119